

新環境ガイドラインに基づく異議申立手続きに係る

第6回パブリック・コンサルテーションの様態について

平成14年9月27日（金）、国際協力銀行8階会議室において、新環境ガイドラインに基づく異議申立手続きに係る第6回パブリック・コンサルテーションが開催され、40名以上の参加者の下、積極的な議論が行われました。

ここでは、会議の様態をお届けします。（なお、記名での発言を希望された方については、参加者の名前を記名させて頂いています。ただし、参加者の皆様にご発言の内容はご確認いただいていないため、文責は国際協力銀行にあることをご確認ください。）

国際協力銀行からの出席者：

総務部：矢島次長、入柿課長、篠山調査役

金融業務部：藤田課長、天野調査役

開発業務部：武貞調査役

環境審査室：高岡課長、五辺調査役

矢島次長より冒頭挨拶

提出資料についての説明

(G L O B E J a p a n)

きょう、私はこの後すぐまた別の会合に行かなければなりませんので、手短かに発言をさせていただきたいと思います。お手元にも資料が行っていると思いますので、ぜひそれを参考にさせていただきたい。先のヨハネスブルグサミットにおきましても、グローブ・インターナショナルとしては、この国際協力銀行のガイドラインを取り上げて議論してまいりました。このガイドラインについてはたいへん評価が高いということをごさいます、そういった意味では国際的な評価を受けているガイドラインであるということです。ただ、異議申し立て手続きについてはまだこれからの議論ということになっている段階でございしますので、われわれといたしましても、議員連盟として意見を申し上げたいということで、きょうは参りました。

目的あるいは基本原則。基本原則につきましては中立性、効率性、透明性を柱にするということきはきわめて重要なことでもありますので、これについてはきちっと申し上げておきたいと思ひます。

異議申し立て部門のあり方については、そこにも書いておりますように、部門の機能とか部門の意義、あるいは事務局の構成等を含めて、やはり第三者的な機能を持つような形で、しかも総裁直属の部門として考えていくべきではなからうかということです。この異議申し立て部門のあり方につきましては、5点ということで、一つひとつ書いてございしますので、ぜひお願いをしたいと思います。

申し立てにつきましても、要するに、J B I Cの投融资案件であり、ガイドラインの不遵守といったことによって環境社会配慮に著しく影響を受ける、あるいは影響を受ける可能性がある案件に対しては、当然のことながら、行うことができる。その他3点について書いてございします。

さらに、申し立てに関しまして、その案件についての調査の状況といった面についての情報公開でございしますが、報告書、あるいは、J B I Cの投資・融資部門ならびに関係部門の意見書に対する情報公開は、もちろん申立人の人権とか商業上の秘密といった面については十分配慮したうえでの、いわゆる原則公開でございしますが、そういった意味での対応をきちっとしていただきたいということでございます。

いずれにいたしましても、われわれグローブ・インターナショナルあるいはジャパンにつきましても、国際協力銀行の関係につきましても、このガイドラインにつきましても非常に大き

な関心を持ってございます。また高く評価している部分もございますので、きょうの意見書を基にいたしまして十分議論して、世界の公的な輸出信用機関におけます牽引力になるように、ぜひ、がんばっていただきたいと思っております。以上です。

(矢島次長)

どうもありがとうございました。それでは、経団連さんのほうからよろしくお願ひしたいと思っております。

(日本経済団体連合会)

今、お手元にあるとおりでございまして、私どものものは非常に簡単ですので、ご覧いただいたとおりです。内容的にも、すでに関係の業界団体の方から出ているものに関連する部分ばかりですので、いわゆる新しい部分はあまりないということがあります。

改めて少しだけご説明いたします。まず最初のところは、今回の異議申し立て手続きの策定にあたりましては、持続可能な開発をめざす観点から、下記の点を申し入れるということです。持続可能な開発という点につきましては、開発と環境の両立という意味で持続可能な開発ということです。環境社会配慮の確認のためのガイドラインの異議申し立てですから、当然、環境部分の議論が増えてくると思うのですが、大前提として、環境と開発の両立ということが大事だということで、持続可能な開発をめざす観点から、以下の点を申し入れたいとなっております。

3点あります。まず第1点目は、今回の異議申し立て手続きは、ガイドライン遵守の確保を目的としたものであると考えておりますので、その制度の策定にあたりましては、例えば、競争上ある企業がそれを優位に立つために使うとか、あるいは、いろいろな方々がさまざまな政治的な目的にこれを使うということ等の濫用がないように十分配慮していただきたい。この点は総論的に述べているわけですが、具体的に、2番、3番、あるいは申立者の定義等々がこのあたりに関係してくるものと思われまます。いちばん大事なことは、環境社会配慮確認ガイドラインの遵守の確保という目的を逸脱しないように、それ以上のものをここでやるのではなくて、そういった内容的なことのないように配慮していただきたいというのが第1点目です。

第2点目は、これも再三ご指摘がすでにありますが、アメリカをはじめ先進各国においては、海外経済協力業務と国際金融等業務で申し立て制度が異なるという現状があるようでございます。そういうことでは、J B I Cの場合は過去のいろいろな状況によりまして両方の業務をされているわけですが、本来別々の制度を諸外国が持っているのであれば、日本だけが全く同じ形でやると、当然のことながらそのへんに齟齬が生じるということがありますので、本来的にそこはきちんと分けて考えるべきであろうということでもあります。特に、それを分けない結果として民間企業の経済活動が不当に阻害されるようなことになってはいけないということで、それも特記してございます。

3点目は、第三者機関の必要性のところでございます。中立性とか公平性という問題は、基本原則というか、考え方としてあると思うのですが、だからといってすぐ第三者機関でいいかどうかというポイントであります。これは、基本的には財務省、外務省というしっかりした所管官庁を持っている J B I C がまず責任を持ってあたるべきであります。そのうえで、「その対応が十分でない。やはり第三者機関が必要なのだ」ということであれば、そういうふうに議論を進めるべきものでありまして、最初から、J B I C がやったのでは中立性、公平性が保たれないから第三者機関だ、という議論はおかしいのではないかとこの点を述べております。以上でございます。

議論

(矢島次長)

どうもありがとうございました。

それでは、前回に引き続きまして、この論点別の比較表に従いまして、皆様方の意見をお聞きしたいと考えております。

まず、一つ、お詫びも兼ねてでございますが、この2週間、休みが2日ほど入ったこともあるのと、前回、質疑が3時間に及んだということもありまして、議事録の公開が遅れております。きょう、公開されてなかったと思うのですが、そういう事情がございまして、ご了解をいただきたいと思っております。できるだけ速やかに公表したいというのが私どもの基本的な考え方でございますが、今回はそういう事情があったということでございます。

そういうこともございますので、目的と基本原則のところの話を若干まとめまして、それから次に進んでいきたいと思っております。

目的のところはいろいろご議論をいただきました。方向観としては、遵守・不遵守が基本でございますが、それに加えまして問題解決という役割も担わせていくというのが共通の考え方かと思われまして。ただ、問題解決といいましても、JBICは日本の政府系の金融機関ということがございますので、そのキャパシティの範囲内でできることを行っていく。これは機関の性格上しょうがないということで、この点についてご理解をいただいたと思っております。

あとは、遵守・不遵守、それから問題の解決に向けて、総裁に提言するというのが大きな目的になりますが、その提言の中には、手続き面も含めて、制度の改善も、その遵守・不遵守の案件に則して、起こってきた場合には含められてくるというのが、方向観として出たと思っております。

基本原則のところは、いろいろそれぞれに定義が違うところがございます。大括りで申し上げますと、基本原則のところは、行動規範、それから、その機関の属性にむしろ特化して、整理をしておいていく。それ以外のところも、ここに掲げられておりますのは非常に重要な点が多々ございますが、それは別途個別の手続きのところでも盛り込んでいくというのが全体の体系としては望ましいということだったのだらうと思っております。

そういう意味では、産業界の方々からご提案いただいたイコールフットリングも決して重要な原則ではないということではなくて、非常に重要な点でございますが、全体をカバーするということを考えますと、基本原則というよりもむしろ個別に。先ほどの日本経団連の方、あるいは、これまでもプラント協会の方をはじめ、別個の制度の必要があるのではないかとということが強い主張としてございますが、そういった点も含めながら取り合っていくということで、基本原則のところからというよりも、むしろ別の個所で考えていくということだらうと思っております。

今ちょっと申し上げましたが、勘定ごとというのでしょうか、ODAとOOFと、大きく異なる業務を二つ、JBICは抱えているわけですが、今後具体的な手続きを検討する中で、かなりの部分で違ってくるということであれば、それは別個ということも考えられるのでありましょうし、かなり共通した手続きになるということであればむしろ一つにしたほうが自然である。ただ、こここのところはオープンディスカッションということで、これから議論を進めていきたいと考えております。

だいたい以上が目的と基本原則のところでございます。

それでは、次に進めていきたいと思っております。「環境担当審査役」とJBICのほうで名付けておりますが、こここの位置付けでございます。ここは、それぞれの団体の主張を考えてみます。まずは、メコンウォッチ、FOEジャパン等の15団体11個人の方々のご提言の中では「投融資部門や審査部門」という形で、審査部門が別立てになっている。JBICの案では「投融資担当部門」ということで、JBICのほうの投融資担当部門がどこまで入るのかという定義があいまいだという点があるのだらうと思っておりますので、そこの整理をする必要があると思っております。ここでもう1点考えられるのは、産業界の方からいただいております、内部処理体制の整備で十分ではないかということでございますので、ここは独立性の議論とも絡んでくるお話だと思っております。この2点について少し話をしていきたいと考えております。

まず第1点につきましては、JBICの定義のところがございます。「投融資担当部門から独立した」ということですが、投融資担当部門はどこまで入ることを考えているのか。これはJBICから説明をしていただきたいと思っております。

(入柿課長)

この点は若干言葉が足りませんでした。私どもは、投融資担当部門の中には、投融資を直接やっておる部門に加えまして、実際のプロジェクトを審査する投融資部門をさらに審査する審査部門も含めて考えております。「投融資担当部門から独立した総裁直属の機関」ということについては、メコンウォッチ等からいただいている「投融資部門や審査部門から独立した総裁直属の機関」ということと同じでございます。

(矢島次長)

そういう意味では、今の説明から明らかなように、J B I C案と、メコンウォッチ、F O E ジャパン等の方々のご提言とは何ら変わりがないということだろうと思います。

あとは、内部の処理体制の整備ということです。実際にここは総裁から直属しておりますが、J B I C案におきましても、完全にJ B I Cの外に置かれる機関ではなくて、レポートラインが直接総裁に直結しているということでございます。それ以外に、別のご懸念もあり、内部の体制整備で十分ではないかという点。何か、もし、ご発言があれば、お願いをしたいと思うのですが。

(発言者A)

現実にはいろいろJ B I Cのほうで個別のプロジェクトをやっておられて、その中で、従来でも異議が申し立てられるケースがあるのではないかと。それにつきまして処理をしてこられていると思うのです。私どもは、その過程の中でJ B I Cの対応で特に問題があったとかいうことを聞いてないものですから、現行の異議申し立ての処理のやり方で特に問題があるならばそれは改善しないといけないと思うのですが、そのへんのところについて具体的な話がないものですから、改まって別個に何か作るというところについて、別に否定はしないのですが、本当にそういう必要があるのでしょうか。屋上屋を重ねて……。實際上よく知っている人がやっておられて、それについて、事実が認識、違うのですよということならば、それに対して現状の異議申し立てを受け付けて適切な処理がなされているのではないかとということであります。業界として、効率性の観点とか、あるいは、必要以上の経費を投入するのはいかがなものかという観点もありまして、特に問題がなければ、別に否定はしないのですが、本当にそこまでやる必要があるのでしょうかという単純素朴な疑問ということを出させていただいております。

(矢島次長)

この点につきましては、そもそも論というのでしょうか、新しい環境ガイドラインを、昨年来、こういう場を持ちましていろいろ意見を賜りながら策定していった段階で、「異議申し立ての措置を講ずる」という1項が入って、この半年皆さん方に集まっていたという事です。過去の経緯から、一歩進んだ形で、こういう異議申し立て機関を別個に定めるべきであるというのがこれまでの議論であったのだらうと思います。異議申し立てというのは、これまでの内部体制は、ガイドライン遵守・不遵守の異議申し立てというよりも、何か問題が、プロジェクトのサイトが中心だと思いますが、起こった場合に、ある意味では、公式ルートということではなく、J B I Cのオペレーション投融資部門のほうに話が持ち込まれて、それに対して内部の手続きを情報公開していくという対応の中で成り立ってきたのだらうと思うのです。ここは、ある意味ではそれを制度化して、迅速な問題の把握と解決を図っていくという趣旨だったのではないかと思います。むしろこの点は、今おっしゃった点、過度な負担にならないとか、その点なども含めまして、今後検討させていただければと考えます。

(発言者A)

そういうことで従来の対応を踏まえてご検討いただければと思いますが、なお、追加すれば、これについて、進んでいる遅れているという議論があるかもしれません。まだこういう異議申し立て制度が置かれていない国がほとんどである。かつ、主権の尊重との関係でいって、置いたほうが進んでいるという形になるのかどうなのか、そのへんもきちんと議論があるわけではないということ。それから、経団連の意見にも3点入っておりますが、J B I Cがきちんとし

た異議申し立てを受け付けて処理しないと、上部監督官庁もあるわけでありまして、国内の法制度もあるわけでありまして、そういった面で、「おかしいぞ」と言えば、そちらのほうの処理もできる体制にあって、そこは国際機関とは違うところであります。それも含めて十分によくご議論していただきたいということしております。

(発言者B)

だいたい基本的に似ているのですが、要するに、非常に大事な点だと思うのです、投融資部門から独立したものを求めるという意見は。ですから、これは確認みたいな話ですが、結果的にそうなることはあり得ると思うのですが、どういうご懸念というか、どういう事態を懸念されて、あるいは、どういう事態が現に起こって、繰り返しになりますが、それを防ぐためにそういうのが必要なのだということ、ぜひ、この機会にご説明いただく。で、関係者が納得したうえで、やはり投融資部門にあったのでは問題があるから独立しなければいけないのだと、確認みたいなものだと思うのです。それを確認したうえでしたほうがいいのではないかと思います。

(入柿課長)

その点につきましては、まず、これまで大きな不都合があったとかいう話だとはわれわれとしては認識していないのです。新しくガイドラインを作って、このガイドラインを守っていきこうということでありまして、その際に、一つ問題として、ガイドラインを遵守しているかどうかということについての異議申し立てを受け付けようと思ったわけでございます。新しい仕組みを作って、これまで埋もれていたかもしれない意見をちゃんと吸い上げるチャンネルを作りましょうということもあるわけでございます。それで、ガイドラインの遵守・不遵守に対する異議申し立てを受け付けた際に、ガイドラインを遵守する本人たちというのは投融資部門と審査部門になるわけですので、ここがちゃんと遵守しているかどうかということを見る場所を作ろうということでありまして、そこからはやはり独立した形で置く必要があるだろうということで、今回、われわれのほうとしてこういう提案をさせていただいたということでありまして。

(発言者B)

今のご説明でいけば、投融資部門は客観的な判断ができないと。要するに、ガイドラインを遵守していないのではないかと異議申し立てがあったときに、基本的に遵守していないということは認めたくないから、そういう意味で客観的な判断は期待できないから、独立したものが必要だということだとすれば、そういう姿勢自体に実は問題があるわけです。もしそうだとすればですよ。私はそうでないと思うから、投融資部門に別に執着するわけではないのですが、なぜ、それではいけないのかという点をきちんと確認したい。もし、投融資部門では、そういう意味で、必ず、異議申し立てがあっても、遵守する側に回るだろうから、遵守しているという論陣を張るだろうから、中立的ではないということであれば、そのこと自体に問題があるのではないかと思います。

(入柿次長)

その点は、われわれの通常のオペレーションであっても、内部に検査部門というのがございまして、日常のわれわれのオペレーションを合規性等の観点からチェックする部門がございまして。その仕組みは、それぞれ自分たちがやっていることを客観的に評価する際に、外に置かれた検査部門がこれを検査するという体制が取られるのが一般的だと。さらに財務等であれば、外部の監査人とか監事が置かれている。それと並びの発想でございまして、必ずしも、若干言葉はすべりましたが、投融資部門が自ら全く最初からバイアスがかかった判断になってしまうとかいうことを申し上げているわけではなくて、むしろ自分たちのオペレーションを客観的に外からチェックする仕組みをここで導入するということかと思っております。

(発言者C)

基本的には入柿課長のおっしゃるとおりだと思うのです。JBICの投融資部門が客観的判断を下せるか下せないかということがここでイシューなのではなくて、結局、外部の人から見て、関係者を含めていろいろな人から見て、この異議申し立て制度がきちんと機能しているかどうかということが分かるためには、第三者である独立した機関が判断を下しているということができて初めて客観的な判断が下されているということでみんなが納得できるのだと思います。

それをJBICの内部機関がやるのであれば、それが客観的に判断しているかどうかということを、外の人チェックする、あるいは、納得できるということは不可能なわけです。ここに、第三者機関が異議申し立て制度、なかんずく遵守・不遵守の確認をするという最大の意義があると思います。

(発言者B)

私の理解不足だと思うのですが、今のお話の中で、検査部門ですか、要するに、投融資部門のやっていることが妥当かどうかを判断する別途組織が中にすでにあるというお話があったのですが、仮に全体的にそういう投融資のあり方について検査する仕組みがあるのであれば、なぜ、環境社会影響ガイドラインのためだけに、要するに、通常の検査部門ではいけないのか。制度的に考えて、業務全体をきちんと検査する内部監査の仕組みがあるのであれば、それがきちんと監査すれば問題ないような気がするのです。

(入柿課長)

その点につきましては、まさにわれわれの内部のオペレーションを監査するものとして検査部がありますし、法律において監事が置かれておるわけでございます。ただ、例えば、財務等に関して言えば、一般的にはそれだけでは足りずということかもしれません、外部の監査法人にお願いして、専門性が高い分野であって、なおかつより透明性が求められる部門についてはそういったものを活用している。その並びだにご理解いただければと思うのです。特にこの環境については、われわれのオペレーションをチェックするのみならず、さらにもう一歩進んで、現地で問題に対する両当事者間の対話を促進するといった部分も入ってきます。そういった面から、専門性の観点等から、特別にそういう部門を設けたほうが効率的ではないかということでございます。

(矢島次長)

それでは、この「独立した」というところ、「投融資部門」というのは具体的にどういうところをさしているのか、それから、全体としての考え方がご理解いただけたのではないかと思います。先ほどもありましたように、コスト面も含めながら過重な負担となるようなというのは、別途、組織のところを考えなければいけないところですので、そういうところも念頭に置きながら、位置付けは今後考えていきたいと思えます。

次のページになりますが、役割でございます。ここは、目的のところです。いぶん時間を割いているいろいろなご意見を賜りましたが、そこ非常にリンクしてくるところだと思います。そういう意味では、おおかたの議論の方向性はできあがっているのだらうと思います。目的のところでは詳しく論じませんでしたが、メコンウォッチ、FOEジャパン等15団体11個人のご提言の中で、インスペクションパネルとオンブズパーソンと二つに分けている。それは、むしろオンブズパーソンのところの役割を非常に強化して、「調停のファシリテーション」という書き方になっておりますが、調停も視野に入れた問題の解決が必要であるという点を念頭に置きながら、こういう仕組みをご提言されたのではないかと思うのです。目的のところでお話しましたように、実施機関、日本の政府系金融機関たるJBICのキャパシティの問題もあるということで難しい面もあると思うのですが、そういうことを念頭に置いていただいたうえで、二つに分けるさらなる積極的な理由があるのかどうか、そのへん、ご発言いただければと思うのです。

(メコンウォッチ松本氏)

ここについては他にももう少し質問とか意見はありますが、議長のクラリフィケーションに
応えるという1点だけで発言します。二つの制度が要るいちばんの理由は、問題を解決する中
で、さまざまな情報をこのオンブズパーソンの人、私たちが呼んでいる「オンブズパーソン」
ですが、この人は得ることができるわけです。やはりさまざま内部的な情報もそこでオープン
にしたうえで議論しないと問題は解決できないというのは、国際金融公社の例を取っても明ら
かだと思うわけです。かたやインスペクションパネルというのは、遵守・不遵守にかかわるこ
とを議論するわけですし、その中で透明性がより求められるわけです。そうなると、さまざま
な秘密事項をこのインスペクションパネルを通じてオープンにすることができなくなるわけ
です。繰り返しますが、問題解決に向けては、ある程度秘密を、皆さん当事者間でオープンに
しないとという約束の下で議論をして問題を解決するという方向性がある一方、インスペクシ
ョンパネルの場合は、むしろオープンにし、透明性を持たす中からより皆さんが納得できる結論
を導くということになるわけです。

したがって、もし、この二つが同じだと、情報の取り扱いが非常に難しくなると思います。
現実に、IFCの国際金融公社のCAOの機能の中でもそこは非常に大きいポイントになって
います。昨今のアジア開発銀行の今のインスペクションパネルの改定でも、その部分が、この
二つの機能を一緒にした場合の一つの大きなポイントになっています。

そういうことからいくと、対話を促進するために得た情報を同じ人がインスペクションに使
うことができなくなるためにさまざまな障害が出てくるというのが、私から見ると、この二つ
を一緒にできないいちばん大きいポイントだと思っています。

(矢島次長)

ご意見はございますか。私がうかがった限りでのコメントというか、むしろ議論を喚起する
という意味ですが、情報の取り扱いのところが非常に焦点だというのはポイントだろうと思う
のです。ただ、片方だけに異議申し立てが起こることではなくて、かなりの確率で両方
の機関に異議申し立てがなされるのではないかと推測されます。その場合には、インスペクシ
ョンパネルでの透明性と、もう一つのオンブズパーソンの、ある程度、秘密の秘匿性が必要に
なってくるというところは、いずれにしても問題が出てくる。それは、別にしたから問題がな
い、あるいは、一つだと問題があるということでは必ずしもないような気が……。片一方の手
続きにしか異議申し立てをしないということだったら、その部分は確保されてくるのかも分
からないですが、そんなことを、議論を喚起するという意味でお話いたします。

(メコンウォッチ松本氏)

この二つに分けますので、まず第1に、われわれの前提としては、同時にはこの二つには申
し立てができないということは、詳細はわれわれの提言書に書いてあります。まず、同時にこ
の二つには申し立てすることはできないということ。それから、このオンブズパーソンとイン
スペクションパネル、われわれの仮称ですが、これは別機関ですので、オンブズパーソンが入
手した情報をそのままインスペクションパネルに持っていくということとはできないことにな
っているわけです。これは全く、そういう意味では、別に情報は取り扱わなければいけないと
いうことです。

もう一つ付け加えるとすれば、われわれに、「問題解決の促進」というところがありま
すが、これは、一つには「対話を促進する」というJ B I C案も含まれますが、それ以外に、
独自に、必要とあらば調査をしたらいいと思いますし、「問題解決」をもう少し広く取ってい
るわけです。この中では、ある意味では、私は、インスペクションパネルというか、この、遵
守を見る機関と一緒にしてもできるとは思っているのです。ですから、クラリフィケーション
という意味からいくと、調停という、つまり、当事者間の合意を得て、実際に本当にみんなが
サインをした合意事項を最後にめざすようなやり方を取るのであれば、先ほど言った、情報の
取り扱いという問題が出てくる。もう少し細かく議論ができるようにブレイクダウンしますと、
オンブズパーソンの持っている調停のファシリテーションという機能が、実はこの二つに分け

るいちばん重要なポイントになってくる。この調停のファシリテーションが必要ない、あるいは、法的に絶対無理とかいう議論になると、ある意味でいくと、この二つを必ずしも分けなくても機能することはできると私は思っています。

(発言者D) 組織を二つ作るというお話ですが、基本的に私の考えとしては、現在のJ B I Cさんの組織でもって、これまで異議を申し立てて不都合は生じなかったと。どこまで理想的な組織を作るかという話もあるかと思うのですが、現時点でもってそういう不都合が生じていないのであれば、二つの組織という考え方も理解できないわけではないですが、そこまでは必要ないのではないかと。とりあえずは一つ作って、それで運用してみる。それでどうしてもうまくいかない、異議申し立てが非常に多いということがあれば、またその時点で考える。今現在、特にそういう不都合は生じていないのであれば、とりあえずそういう申し立て機関を作ることでは十分ではないかという感じがします。

(メコンウォッチ松本氏)

今のご意見もよく分かりますが、1点付け加えるとすれば……。J B I Cとしては、確かにこれは新しい機関だし、その新しい機関をいきなり二つ作るのはいかがかという議論はあるかと思えます。ただ、サブスタンスの話をする、例えば、世界銀行がこの制度を初めて作ったのが93年の理事会です。そういう意味ではもう10年です。国際的には経験のある組織であります。現在の議論は何かというと、やはり遵守・不遵守は非常に重要である、効果もある、しかしながら抜け落ちるものがあるので、国際的な流れとすれば、遵守にプラス、オンブズパーソンあるいは調停みたいな機能を持っていく必要があるのではないかという議論が逆に高まっている時期なわけですね。それは、アジア開発銀行についてもそうですし、他のE C Aなども見ても、オンブズパーソン、オンブズマン的な役割が重要なのではないかという議論が国際的には高まってきたと私自身は理解しています。J B I C的に見れば新しく何かを作ることですが、いろいろな経験を見てくると、調停という機能が結果として必要になってくるのではないかということが、今までの国際機関の経験からは言えるのではないかと思っています。

(矢島次長)

ここはいくつかこれまでも議論いただいているように、国際機関とバイの政府機関とのステータスの違いは非常に大きいのだらうと思えますし、そこのところはまさに目的のところであり議論があったのだらうと思うのです。その意味では、国際機関とは違ってなかなか調停に入っていくというのが難しいであろう、むしろできないのではないかという意見がありました。そのへんの観点から、J B I Cの監督官庁の方々は何かご意見がございませうか。

特になければ。

目的のところでもそういう認識であったということの確認だらうと思えます。どうぞ。

(発言者A)

確認ですが、この異議申し立てについては、国際協力銀行の環境ガイドラインの中で、7・で「ガイドラインの適切な実施、遵守の確保」というのがあります。それで、「本行は、本行によるガイドラインの遵守を確保するため、本行のガイドライン不遵守に関する異議申し立てを受け付け、必要な措置を取る」ということで、この条文を受けて私どもは異議申し立て制度を議論していると理解をしているのですが、まずこの点を確認したいと思います。

(矢島次長)

その点につきましては、先ほどもお話ししましたように、まず、遵守・不遵守からスタートするというところだらうと思えます。目的のところでもかなり時間をかけて意見を賜りましたが、それに追加して、問題の解決に向けた、どこまでできるかという問題はあるにせよ、そういう方向性が重要なのではないかということは、かなり皆さんの共通の意見としてあるというのが、私、議長としての認識でございませう。そういう意味では、出発点は、明らかに、ガイドライン

の条文から見ますと、遵守・不遵守のための異議申し立ての措置を講ずるということですが、その目的のところ少し広がっているということは言えると思います。

(発言者A)

確認で、「対話の促進」は否定しているつもりはなくて、ガイドラインの中に「対話の促進」というのが書いてあって、そこは、J B I Cの本体業務の中で、実際上のプロジェクトの融資をする方々が対話の促進をやるというのが環境ガイドラインに書かれておりますので、そういうことで努力がなされると。この異議申し立てに基づく処置のところは遵守・不遵守かというのをやるというのが私どもの理解で来たのですが、ですから、申し立てがあった場合に、その問題解決に向けて、異議申し立ての処理する部署が話し合いの場を設けて促すという機能を有するかどうかということ、その機能のチェックは遵守・不遵守かをチェックする機能であって、結果を判断するところではないのかと。したがって、対話の促進というのはガイドラインの本体の中の機能ではないのかということなのですが。

(矢島次長)

ここは非常にぴしっと定義できるものではないところだと思います。先ほど来、私からも申し上げておりますように、J B I Cのキャパシティとしてどこまでできるのかという問題が非常に強いのだと思うのです。そういう意味では、問題解決のための対話の促進ということなのだと思います。それから、投融資部門と違うところがなぜできないのかという意味では、もう少し中立的な立場に立ってということなので、これは後の議論になると思います。J B I Cが呼んでおります「環境担当審査役」の適格要件ともかかわってくる話になってくるのではないかと思います。

(F O E 松本氏)

このオンブズパーソンという機能については、I F C・M I G Aの民間投資の中で、非常にオンブズパーソンという仲介の機能、問題解決に向けての機能が評価されているということもありまして、私どもは、インスペクションパネルが、世界銀行の機能の中で、問題解決にどこまで結びついていくのかと。もちろんいろいろなプラスの面はあるのですが、実際の問題解決に結びつくところにもう少しモニタリング、フォローアップを強化するような役割が必要ではないかという課題が一方で出てきている中で、実際に問題解決のほうにかなり具体的な貢献ができるのがこのオンブズパーソンではないかということ、国際機関の経験から学びました。そういった意味から、こういった機能があることは非常に問題解決に向けては有効ではないかということで提言させていただいております。

確かにJ B I Cのキャパシティの問題はあると思いますし、私どもも、まずガイドラインの遵守・不遵守についてきちんとした調査を行うことが重要なことだと思っております。ただ、その中で、世界銀行のインスペクションパネルで出てきたような、実際の問題解決に向けてどういうモニタリングやフォローアップができるのかというところが非常に大きな課題になっておりますので、そこをどういうふうに強化するのか。例えば、オンブズパーソンがキャパシティとして難しいというのであれば、どういうモニタリング、フォローアップをきちんとできるのかというところが課題ではないかと思っております。

(矢島次長)

他にございますか。ここのところは、目的のところでお話したように、問題解決に向けた対話の促進というのが具体的にどういう形で入り込んでくるのか。それは当然、繰り返しになりますが、J B I Cのキャパシティを念頭に置いたうえでということで、そのうえでまた、別途、J B I Cにはお願いしたいと思いますが、次のドラフトを作ってくださいということで整理させていただきたいと思っております。他に何か。先ほど、細かい点のご質問もあるとメコンウォッチの松本さんはおっしゃってましたが、何かこの場でございますか。

(メコンウォッチ松本氏)

オンブズパーソン、インスペクションと、二つ分けた点については、趣旨についてはそういう形ですので、セカンドドラフトの中でまたJ B I Cの考慮の跡を示していただければと思います。

この役割というセクションについてはいくつか質問があります。特にJ B I C案について、最初の「事実の調査」は理解できるわけですが、その次に、「上記調査のため、当該プロジェクトの決定にかかわった投融資担当部署についてヒアリングを行う」とあり、その次には、「その異議を受け付けて、対話の促進を行う」という二つが書かれているのです。これは、本文を読むと、遵守・不遵守にかかわるほうについては「投融資担当部門にヒアリングを行う」と書かれていて、問題解決に向けては「プロジェクト実施主体、その他関係者との対話の促進を行う」と書いているわけです。そうすると、遵守についてはその他の関係者には話を聞かないのかな、住民とかからも話を聞かないのか、と読めてしまう。という意味で、ここでの書きぶりが非常に私はよく分からなかったのです。ここについて説明をいただけるとありがたいのです。

(入柿課長)

まず、遵守・不遵守の話ですが、誰の遵守・不遵守かと申しますと、J B I Cの遵守・不遵守であるということになります。まず第一義的にはJ B I Cがどういう審査をしたのかということ調べて結論を出すということになるので、投融資担当部署に対してヒアリングを行うということの特記しているということになります。もちろん、必要があれば関係先からも話を聞くことは排除しているつもりはないのです。

それから、対話の促進のために、対話を仲介するために両者から話を聞くということですが、これはまさに問題解決でありますので、問題の両当事者から話を聞くということです。したがって、それぞれの目的に応じて何をするのかということを書いているということがあります。

(F O E 松本氏)

今のお話をうかがっていると、遵守・不遵守に関しては、基本的に投融資部門にヒアリングをして、そういうことで調査を終わるといえることでしょうか。それは私たちがイメージしているものと全く違うものですから、もう少しきちんとお話を聞きたいと思うのです。

(入柿課長)

終わるといいますか、われわれが遵守したのか不遵守なのかということについては審査をどうするかという話なのです。当然のことながら、先方政府からドキュメントを徴求して、それを審査して、さらに先方との対話を重ねてということになります。全てドキュメントは残っているわけです。で、まず、それをチェックすることが中心になるということだと思っております。相手に聞くという話だと、もちろん必要に応じて相手から話を聞くこともあるでしょうが、中心はわれわれがどういう審査をしたのかということ再度チェックするということになるのではないかと思います。

(F O E 神崎氏)

先ほどからお話をうかがってますと、例えば、「投融資担当部署のいろいろな業務に対して調査を行う」だったら分かるのですが、特に「ヒアリング」とだけ書かれているので、聞くことしかないともとらえてしまうのですが、そのあたりはどうなのか。先ほど、相手国のドキュメントも見るとおっしゃって、その後、入柿さんは、投融資部門が行っていることを調査する、チェックするとおっしゃったのですが.....。

(入柿課長)

若干、書きぶりでそういうふうな誤解を与えたのならあれですが、ここは調査の意味であります。ですから、聞くだけということではない。われわれが通常使っているときに「ヒアリン

グ」と言うと、きっちりドキュメントを見ながら話をするということなので、実際には調査です。ここで言っているのは、単なるドキュメントチェックにとどまらずに、きっちりと話も聞きますということを表したつもりなので、もしも聞くだけしかなくて、チェックしないというふうに誤解を与えるようであれば、この表現はもちろん変えたいと思います。

(メコンウォッチ松本氏)

ここの「役割」の最初に、「事実を調査する」と書いていて、要するに、事実を調査する方法がその次に書かれているように思うのです。そこに四角の欄があって、「役割」に書いてしまうと、これしか役割はない。事実を調査する方法はいろいろあると思うのです、その方法をどういう場面でどう使うかは、環境審査役かインスペクションパネルか分かりませんが、その人たちがその場合場合で選べばいいことであって、ここは、役割はこうで、そのためにどういうことをすることができるかということをやちゃんとどこかで整理をして書いたほうが、もし、今の誤解だとするならば、誤解をあまり受けたいふうになるのではないかと私は思います。

(FOE神崎氏)

先ほども、必要があれば関係者からいろいろ聞くとおっしゃったのですが、それであれば、あえてここを「投融資部門に対してヒアリングを行う」と書く必要はないのではないかと思います。

(入柿課長)

そこは、なぜわざわざ「投融資部門に対してヒアリングを行うことができる」と書いたかと申しますと、内部の規定であります。したがって、ここで何を言っているかということ、投融資担当部門はここからヒアリングを受けたら答える義務があるということを書いているということなのです。ですから、ユニバーサルなものではなくて内部の手続き規定であるという側面がここに出ている話なのです。こういうのを書かないと、投融資担当部門が、ここがヒアリングに来て、この部署から何か聞かれても、「なぜ答えなければいかんのだ」という話になってしまうということで、内部の権限関係を明確にしたものです。ですから、そういう点で若干誤解を与えたのかもしれませんが、われわれの意図としては、そんなに大きく違っていることはないと思っております。

(発言者C)

今の議論は大切な点だと思います。いずれにしても、第2ドラフトでは書きぶりに十分気をつけていただいて、今のような懸念が出ないようにJ B I Cさんにはお願いしたいと思います。

もう1点、松本さんが先ほど頭出しした点で非常に大事な点がありまして、モニタリングとフォローアップの話です。これについては、私も、ぜひ、第三者機関にきっちりやっていただきたいと思っております。結局、第三者機関が結論を出したと、その結論内容を総裁が判断して、そのとおりやるべきだということもちろん前提付きですが、それを実施するのはもちろんJ B I C自体です。では、それを第三者機関が指をくわえて見ているのかということ、もちろんそういうことではないわけですが、適切なモニタリング、適切なフォローアップが必要です。

J B I C案を見ますと、案件処理後、報告書を総裁に提出するというのですが、これだけ見ますと、第三者機関が自発的に積極的に関与するという役割が書かれておりません。そこはぜひ、第2ドラフトでは書いていただくようお願いいたします。

第三者機関、あるいはその委員の立場からすると、自分たちの出した報告書がどれだけ真剣に実施されているか、必要に応じてそれに対して再度意見を言ったり、督促したりということは、私は必要だと思います。

(環境省小川氏)

今、入柿さんが言われた、投融資部門がちゃんと対応しなければいけないという点は非常に大事な点だと思います。そういうことを考えておられることについては高く評価したいと思います。

ます。

ただ、今の文言で、「審査役が投融資担当部署に対してヒアリングを行う」というだけで、内部規定として投融資部門がちゃんと対応しなければいけないというところを担保できるかというところ、そこまで読むのは無理があると思うのです。そこを、もし、しっかり位置付けようとするならば、担当審査役のほうではこういう規定を置いておいて、一方、投融資部門のほうではこういったヒアリングに対して誠実に対応しなければいけないという規定を置いておくことが必要ではないかと思えます。

(矢島次長)

そこは、J B I C側から別のところでも説明があったように、まさに牽制体制の確保ということだろうと思えます。そこは、当然、具体的な規定にする段階ではきちっと盛り込んでいただきたいと思います。

(発言者A)

この点について、特に私どもで判断点とかは真っ白ですが、基本的に、役割のところについて、具体的にどうということをするのかというのが書かれているわけでありまして。その際に、先ほどの、原則のところとは別のところという話があった中で、具体的にこういう役割を持ってやるときに、相手の国の主権尊重というところはどうか配慮されるのか。例えば、意見の対立がある場合に、一義的に、それを解決するというのは、先方の国の中において解決を図るというのが大前提だろうと思うのです。地域住民と、それから、許可をした国があって、国が実施主体者であれば当然国とそちらの間は話し合われるということで、そこでまず問題解決がなされていくというところがあるわけでありまして、それに対して、おカネを貸す金融機関としてどれだけのことができるのか。対話の促進をやるということでありまして、そういう相手の国の中で、もし、行政的な対話なり、あるいは、裁判所での対話なりがなされているならば、それはどういう位置付けにこの中でなるのかという観点で、主権尊重の観点に立った役割を果たしていくところの姿が具体的に見えないという点があります。そこは、やるときにきちんと押さえる必要があるのではないかというのが第1点であります。

それから、業界としてイコールフットイングという話を申し上げておるわけでありまして。例えば、類似のプロジェクトが二つあって、一つは、J B I Cのほうから融資して動いている案件がある、もう一つは、別の国が融資をしている案件があるということで、同時に二つのプロジェクトが当該国内で行われた場合に、その国としては同じ基準でたぶん動いているはずですし、環境のアセスメントも両方やったうえで動いているということでしょうが、そういった際に異議申し立てがなされたら、同じような条件であれば、両方異議申し立てがなされるかもしれませんが、そういった中でイコールフットイングがどう扱われるのか。一方のプロジェクトが不利に扱われて成立しないという可能性はきちんと排除されなければいけないのではないかと。したがって、全般、当該国のほうできちんとしたまらず対応をやるようにという働きかけが必要になるのではないかと。それは、金融機関でやるのには限度があるかと思えますが、少なくともビジネスの世界で同じ対等の立場でやっているものが、片一方が不利を被るという形は避けたいといけなのではないか。その観点で、役割の中で調べられていくときに、ビジネスのO O Fの世界は常に競合関係の中で生きているわけでありまして、イコールフットイングが具体的にどう確保されていくのか。そのへんはO D Aの世界とはずいぶん違う世界だろうと思うのです。したがって、調べる観点も、そういう競合関係はどうなっているのか、そのへんの配慮がきちんとなされる必要があるのではないかと考えております。

それから、「現地住民」と書かれておるのですが、訴えをなされた人のみが現地住民ではなくて、訴えを起こさない現地住民の方もおられると思えますし、現地住民の中にもいろいろな方がおられるわけでありまして。そこは、この異議申し立てを受け付けた現地住民だけになっているのか、幅広い現地住民になるのか。あるいは、環境社会配慮がちゃんと配慮されていると考えている現地住民もおられるかもしれませんが、いや、なされていないという現地住民もおられるかもしれません。住民登録をなしている人、なされていない人、いろいろな形があるう

かと思しますので、どこまでやられるのか。ともすれば、異議申し立てを受け付けた人のみを対象に調査とするならば、その人の意見を聞くことは大事ではありますが、やはり現地の状況をきちんと把握する必要があるということで、声なき声もちゃんと聞く必要もあるのではないかとことです。

あまり詳しくもちろんこの中では書けていないかと思いますが、そのへんは、相手の国の主権尊重なり、あるいは、イコールフットイングなり、あるいは、向こうのプロセスの中で現地住民という声もたぶん聞いているでしょうから、現地での判断も聞いていくというプロセスが必要ではないかと考えております。

細かな話になったかもしれませんが、そのへんはぜひ、ご配慮いただきたいと考えております。

(矢島次長)

今のお話の中で、いくつか重要な点がございました。主権の問題につきましてはこれまでもたびたび議論が出ているところで、まさにJ B I Cのキャパシティの問題は非常に大きいだろうと思います。一方で、どこまで問題解決に対話の促進を行っていくのかということでも、非常に今のところはざくっとしたお話しかしていないので、セカンドドラフトの段階では、プロジェクトの実施主体、あるいは民間プロジェクトなのかどうかということも含めて、皆様方が念頭に置いていらっしゃるプロジェクトが必ずしも同一ではない感じもいたしますので、少しそこは、J B I Cには、案件ごとの性格によりながら何か違いが出てくるのかという整理もお願いしたいと考えます。

それから、イコールフットイングのところは非常に重要な点だろうと思うのですが、これは、プロジェクトの形成段階のどの段階でこういう問題提起が行われるのかということともかなり密接に絡んでくるお話でございます。そういう意味では、その点も含めて、あとの、特に期間のところでもそういう議論が十分に出てくるのではないかと感じておりますので、また、後ほどのところでご意見を賜りたいと思います。

いろいろな方から話を聞くというところでは、私の理解では、基本原則の中の中立性のところでそういう文言が入っていると思います。この点について、J B I Cから補足を。

(入柿課長)

現地住民の声というところについても、中立性ということを非常に強く基本原則でうたっております。想定しておいたのは、異議を申し立てた人のみならず、プロジェクトにかかわっていらっしゃる現地住民の方の意見も中立性を持って聞いていくということだと考えております。

もう1点、まず相手国の対応が先行することは大前提であるということについては、その思想はもちろんわれわれもシェアしております。今回の異議申し立てそのものも、まず、本行の投融資部門、あるいは、先方の事業実施者が解決を図って、その後に出てくるということでございますので、そこは担保されておると考えております。

(F O E 松本氏)

何点か確認したいことがあるのですが、一つは、先ほどの議論の中で、民間のものに対して調査に違いを出す可能性があるということですか。具体的にどういうことなのか。

(矢島次長)

要は、J B I Cのキャパシティの議論が大雑把な議論に終わっておりまして、いちばん多く出てきているのは、相手国政府がプロジェクトを実施する場合の主権をどう考えるのかという点でございます。他の実施主体であれば当然キャパシティが変わってくるだろうということが十分あるのだろうと思うのですが、そのへんの整理をしないまま進んでおるもので、議長として感じますところ、それぞれのお立場から、念頭にあるプロジェクトがだいぶ違うのではないかと。そういう中で議論をしているところも多分にあるのかなということで、少し事務局と

して整理する必要があると申し上げたわけです。

(F O E 松本氏)

分かりました。役割のところですが、先ほど議論がありましたように、「投融資部門からヒアリングを行う」というのは、そこに返答の義務があるということを引きちんと記述するためのものであるというご説明でした。それでしたら、実際の遵守・不遵守に関する調査は、現地調査や、あるいは、現地からのヒアリングなども、ステイクホルダーからのヒアリングも含めて行われると思っておりますので、それはぜひ、調査のやり方というところでぜひ整理していただきたい。でないと、遵守・不遵守にかかわる調査に関してはヒアリングで終わってしまうというふうに、この文章だけを読むと、私たちもご説明をいただくまでは、読んでしまったところもありますので、そのあたりは書き方をぜひ整理していただきたいと思っております。

もう一つ、役割の中で、NGOのほうの提案の中で出させていただいているのは、情報公開、助言という機能です。それは、JBIC自身というよりも、異議申し立てを受け付ける機関として、責任を持って情報公開あるいは助言をしていくということはこの役割の中にぜひ入れていただきたいと思っております。

もう1点は、前回の目的のところでもお話をさせていただいたように、制度の改善などについて、今後オンブズパーソンの機能をどういうふうに拡大していくのかということも含めてになるのだと思うのですが、今後の改善に向けて、年一度の、さまざまなステイクホルダーの方が集まって今後の改善について議論するような場を、これは役割とは違うのかもしれませんが、設定していただきたいということ。

二つ、役割の中に入れておりますので、ぜひ、それも考慮に入れていただきたいと思っております。

(矢島次長)

このへんはどこで論じるかということですが、原案を見ている限りでは、情報公開はむしろ重要だということで、別立てになって最後に出ているということの一つあるのだと思います。

それから、手続きの改善も含めた案は総裁の報告書に入れ得るという話は、目的のところでお話をいたしました。あとは、全般的な政策、ここで言う合同会議、これは二つない場合には別途会議なのかも分かりませんが、このへんは大きく見直しの条項のところもかかってくると思いますので、そのへんは、やや整理の仕方がという感じもしております。

いちばん重要だと思われるのは、見ますと、役割と権限のところ、役割が「行うこと」で、権限のところは同じような文章が載って、「できる」となっているので、ちょっと分かりにくい面もある。よろしければ、次の、権限のところの議論がこれまでもずいぶん多かったのだと思いますので、そちらのほうに移らせていただきたいと思います。JBICの案のところ少し分かりにくい点があって、ここでの大きな違いは、メコンウォッチ、FOEジャパン等の15団体11個人の提言という中にはもう少し具体的な権限が書いてございますので、それを念頭に置きながら、JBIC、追加説明をしてもらいたいと思います。

(入柿課長)

この部分は比較表のほうで2点整理しております。1点目の「投融資担当部署に対してヒアリングを行うことができる」。ここは繰り返しになりますが、JBIC内部でどういう権限を持っているかということでありまして、関係部署に対して調査をする権限がある、言葉を変えてみますと、ということでありまして、基本的には、ヒアリングと言うとあれですが、インタビューとか、文書へのアクセス、これは全て保証されるということを書いているものであります。

2番目のところは、現地、相手国に対するものでありまして、現地住民とプロジェクトの実施主体と話をすることができるという権限を与えているということでありまして、その、話を内容には、当然、書類を見ることもあるでしょうし、書類の提出依頼、これは依頼になると思いますが、あるいは現地調査とかも含まれているということで、カテゴリーを二つに分けて

整理しております。細かく書いていないので若干誤解を生じるかもしれませんが、気持ちとしてはそういうことであります。

(矢島次長)

支店に坂元さんがいらっしゃったようです。本日の予定議題に対するコメントをいただいております。もう1時間15分ほど過ぎてしまって、だいぶ進んでおるのですが、この中では非常に重要だと思われる、役割と権限のところの中ほどに出ておりますが、何かコメントがございますでしょうか。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

遅れまして申し訳ございません。・・・(大阪支店での録音不都合により聴取不能)

(矢島次長)

ありがとうございました。

それでは、このところで、もう1点、融資の停止・中止の意見具申といったことが書かれているのですが、これもかなり、キャパシティという面も含めて、リーガルな面も含めて難しい点もあるのだらうと思うのです。そのへんについて、ちょっと。

(入柿課長)

本行提示案とメコンウォッチさん等が出されている提言の間ではあまり相違がないわけですが、そのこの1点、融資の停止や中止の意見具申について、われわれの見解としましては、第三者機関と申しますか、この環境担当審査役のキャパシティとして、本行の遵守・不遵守を判定する、調査するというところでございますので、本行の不遵守が、例えば、判明したとしても、そのことをもって融資の停止という事態に至るということは、ロジカルにはないわけでありませぬ。そのこのところは、この部署にそういった融資の停止や中止の意見具申ができるとは考えておらないということであります。

(矢島次長)

問題が起こっているとすれば、その問題の軽重というのでしょうか、状況如何で、別途、別の条項を発動するということですね。

(入柿課長)

環境ガイドライン本体の中に、融資を止めるという条項がございます。融資を止めるという条項をローアグリーメントの中に記載するという条項がありまして、それを発動することはもちろん問題の軽重によってはあり得るわけでありませぬが、それはこの審査役の決定とは結びつかないと考えております。したがって、ここがそういう権限を持つというのはおかしいということであります。

(メコンウォッチ松本氏)

2点あります。一つは、入柿さんはあまり変わらないとおっしゃったのですが、先ほどの融資担当がちゃんと答えなければいけないという意味でここに書かなければいけないのと同じように、審査役(仮称)になった方のことを考えれば、何をしたいのかはやはり書いておくべきだと思います。

これは、実は、よくアジア開発銀行などで問題になったのですが、書いていないと、逆に、それはできないというふうに取り立てられてしまう。書いてなくてもそんなものはできるという意見もある一方、書いてないのだからできないという意見に押されることもあって、そういう無用な対立を生まないためには、権限についてはしっかりとここに書いたほうがいいのではないかと私は思います。

今の融資の停止・中止については、もちろん遵守・不遵守を、最終的にそれがなされたかど

うかを判断するわけですが、その過程の中でさまざまな調査を行うわけです。1点、私が思っているのは、これが相当そのまま続くと環境社会影響が悪化するということを、調査の過程の中で審査役自体が十分な理由とともに認めただけの場合、この審査役の権限として、今のまま続けると被害が拡大する恐れがあるのではないかと、少なくとも、例えば、遵守・不遵守の審査をしている間は融資をいったん止めたほうがいいのではないかとすることを意見として総裁に言うこと、を意味しています。入柿さんがおっしゃるように、これはたぶん融資契約上さまざまな障害があると思っておりますので、私はこの権限は、融資中止・停止の意見を言えるということも含めて契約の中に盛り込んで、相手国政府と合意する必要があると思っております。しかしながら、相手国政府と合意をしたうえで、こういう意見を総裁に対して言うことというのは担保されるべきではないかと私は思っています。

(発言者E)

融資の停止・中止というのはそんな軽々しく決められる話ではないと思いますし、相手国によっては、そういう噂、あるいはその意見が公開されただけで他のレンダーに対する大きな影響を与えかねない。J B I Cの、例えば、環境審査役の方が、この相手先あるいはこの国に対してのローンを、この案件ということでしょうか、停止すべきだ、あるいは、中止すべきという意見具申をして、それがもし公開されたとしたならば、それはおそらく相当な大きな影響を及ぼすことになって、環境問題以上の大きな影響を与えるだろう。特に中止というのは、おそらくすでに実行したものを返せということだと思いますが、アクセラレーションをかけて返せなかった場合、イベントオブデフォルトなのかと。御行のローンがデフォルトになると、当然、他のE C A、あるいはマルチから貸しているおカネも全てクロスデフォルトでデフォルトになってしまうということになると、これは世界的な大問題になりかねない。やはり融資の停止や中止は、あくまでも御行の総裁が決めるべき問題であると思っております。以上です。

(メコンウォッチ松本氏)

今の点は誤解なきようお願いしたいのですが、決めるのは総裁であります。意見を言うというのが最大できることでありまして、つまり、この審査役と呼ばれる人が調査をして、現地の調査をしたり、いろいろな文書を読んだりしながら、しかるべく理由を持って、これはいったん停止をしたほうがいいのではないかとすることを、総裁に対して意見を言うだけである。そして、今発言されたようなことが懸念されていることを斟酌して、最終的に「それはできない」とか、あるいは、「J B I Cの責任においてそれをする」とかいう判断はもちろん総裁がすべきことだと私は思っています。別に、総裁を通り越してこの審査役がなんらかの決定しろと書いているわけではないということだけはクラリファイしたい。

(発言者E)

ただ、メコンウォッチさんのご意見では、その意見を公開すると書かれてますので、これは、個人的に、非常にリスク、危険かと思っております。最低やるとしても意見具申ということなのでしょうが、私個人としては、環境審査役は、あくまでも遵守・不遵守を調査して、その結果を総裁に報告するだけでいいと思っております。不遵守だからこのローンは止めるべきだとか、あるいは中止しろという意見具申をする必要はないと思っております。

(矢島次長)

他にご意見はございますか。ここのところは、一つ整理として、遵守・不遵守の異議申し立てと、融資契約にありますローンを中止する、あるいはアクセラレーションするといったところとはリンクはしていないというのはご理解いただいているのだろうと思っております。提言に入れる入れないのところは、遵守・不遵守の結果にとどまるのか、あるいは、これまでも繰り返し論じられてますが、キャパシティの範囲内で、これはJ B I Cのできるキャパシティというのが第一義的にありますが、問題解決に向けた対話を促進するという中でそういう提言もあり得るのかなとは、議論を聞いているうえでは感じられますが、他にご意見をいただければ。

(発言者A)

異議申し立てを受け付けて処理をする人の業務の範囲がぐっと広げられる案を言われる方もおられるのですが、目的のほうにまた戻るのでありますが、要は、その人に何をやってもらうのかということで、これは、遵守・不遵守しているのかというのをきちんと調査してもらいたいということで頼むのではないかと。したがって、その範囲の能力ある人を決めるということになるわけでありまして、それ以上、その範囲を越える能力を付与するというのはまた別な話ではないかと思うのです、基本的には。

冒頭、経団連の人も、持続可能な開発をめざす観点からというのがありまして、プロジェクトはいろいろな視点が入って進行するわけでありまして、ましてやODAの場合については政府間で一応合意をして供与するというのを決めて動いている話でもあるわけでありまして、いろいろな観点であって、総合的な判断をして融資はするのではないかと。それと同等の判断能力を有している人をここに持ってきてやるのかというと、そうではないのではないかと。そもそもこの異議申し立ての遵守・不遵守かというのがきちんと判断できるという機能を持った人に判断にやらせるということであって、それを越えるものを付与するというのは、的確な判断が出るとは限りませんし、本来の目的から離れてくると思うのです。そういう意味では、機能が、明確に環境ガイドラインの中で遵守か不遵守かをきちんと調べてくださいとなっているわけでありまして、それをきちんと調べて報告をする。あとは、それを踏まえて、JBI Cとして具体的に総合的な判断があるでしょうし、国全体としてまた判断があるのではないかと思います。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

・・・(大阪支店での録音不都合により聴取不能)

(FOE松本氏)

この遵守の機能というのは、そもそも、国際協力銀行の環境ガイドラインですね、これは、何度も申し上げておりますように、最低限の、取り返しのつかない被害が起こらないようにするためのセーフガードのポリシーなわけです。ですから、どうしてもこれ以上そのプロジェクトを続けることによって取り返しのつかない被害が出る場合は、やはり被害を最小限にとどめるために、あるいは、最終的な決定はもちろん総裁が行うということでしょうが、そういった持続可能な社会を達成していくために、その方ができる権限として、これ以上進むと取り返しのつかない被害が出ると感じられた場合は、もちろんその方の責任でこれ以上融資を続けるべきではないのではないかと提言をされるのは、当然、この方の責任を果たすうえで必要な機能ではないかと考えます。

(発言者D)

基本的に、この審査役は、遵守・不遵守だけを判断すべきかと思えます。性善説、性悪説、どちらに立つかということなのですが、あまり悪いほう悪いほうと考えるのもいけないのかなと。というのは、最初に環境アセスメントをやって情報公開もするわけです。もちろん、その後、環境の変化はありますから、大きく変わることもあるでしょうが、基本的には、最初の段階できちんと審査をやっていけば、そんな大きな問題は起きるはずがないのです。ですから、あんまり悪いほうに考えなくてもいいと私は考えます。基本的には、審査役の権限はあくまでも遵守か不遵守かということで、そこでもってもし不遵守の場合には、どこがどう不遵守ということを書けば、それを総裁が見れば、総裁だってそれなりの見識を持っている人でしょうから、当然、そこでなんらかの判断をしたいと思います。

もう一つは、審査役に、では、どういう方がなるかということがあるのですが、その停止とか中止とかまで権限を持った人ということになると、単に遵守・不遵守というだけではなくて、さらに高度な判断能力を持った方が必要になってくるということがありまして、では、本当の適格者はどうやって選ぶのかと、そのへん、私自身は疑問があります。

(メコンウォッチ松本氏)

私どもも特に性悪説に立っているわけではなくて、すでに異議申し立てがあった時点で何か問題が起こっている、あるいは、起こる可能性があるという事態がすでに発生しているわけですから、それに対して対応する必要があるのではないかと。確かに審査役の方も、中止というのは非常に大きなことだと思いますので、その方の権限でそういったことを言うというのは、非常によっぽどのがないと、おそらく私が想像するには、そういうことをなさらないと思うのです。それでも、そういうことをせざるを得ないような非常に緊急の事態がある場合には、そういったことを提言できる権限は残しておこうという制度設計を考えております。

(発言者A)

先ほど松本さんのほうから、取り返しのつかない恐れがあるから中止するべきだという話があったのですが、その取り返しのつかない恐れがあると判断するのは誰なのか、プロジェクトについて。それは、当該国の政府なりが判断して、プロジェクトするかどうかというのを決めるのが大半だろうと思うのです。もちろん実施主体者が民間の場合につきましても、所要の法律体系があって、その国で法律に基づいて適切な判断をしたうえでそのプロジェクトを当該国としてどうするのかと判断するということだと私は理解しております。したがって、当該国以外の国の人が一方的にそのプロジェクトを止めるべきだという発言をし、やるというのは、そこは主権との関係でどうなのかと。しかも、当該国でいろいろ意見があるわけでありましょう。賛成の人、反対の人がある中で、いろいろな価値観があるかと思えます。一方的なそういう判断をやられるというのはきわめて危険な問題を含んでいるのではないかという気が非常にいたします。これはリーガルな点を含めてだと思えますし、そのへんはきわめて慎重な扱いが必要ではないかと思えます。以上。

(矢島次長)

この点につきましては、確認ではございますが、まずは、融資の中止あるいは停止の判断は総裁にあるということをご理解いただいているのだらうと思うのです。それから、絶えず目的のところに戻ってくる感じもあるのですが、プラント協会さんをはじめ3団体の方からはもともと遵守・不遵守だけでいいではないかというご提言をいただいております。目的のところの議論の中では、当然、J B I Cのキャパシティで範囲は限定されるにせよ、問題の解決に向けた対話の促進も重要な目的であるというところは議論の方向性にはあったのだらうと思えますので、その目的から出てきてどういう権限が出てくるという話だらうと思えます。

通常想定されるのは、まさに問題の解決とあるように、コントロール可能なものが非常に多いのだらうと思えます。そういう意味では、かなり限界的なところに議論が集約して、もちろんそういう限界的なところも意見をいただかなければいけない重要な点だらうと思えますが、繰り返しになりますが、最終判断は総裁にあるということ。それから、議長がこういう話をしているのか分かりませんが、問題解決に向けた対話の促進というところまで目的がある程度広がってくるのであれば、それに合わせた形で、プロジェクトの状況によって報告の内容も変わってくるのだらうと思えます。その中で、限界的な状況であればそういう提言もあり得るのかも分かりませんが、一方で、先ほどお話にもありましたが、非常に重要な、まさに主権国、ODAでありましたら相手国の基本的には重要プロジェクトの方向性を決める話でもありますので、自主機関、あるいはもともとコミットしている日本国としても責任があるということですので、非常に慎重な対応にならざるを得ないと思えます。

先ほど情報公開の関係のお話が出ましたが、民間プロジェクトであれば、そういう話が出てくると、金融用語では「トリガーを引く」ということになるのです。他のレンダーも急にそのプロジェクトに対して警戒心を増してきて、一種、生殺与奪の権を握るようなところが……。ソブリン、国であればまだそうではないというケースもあるかと思えますが、民間プロジェクトの場合には非常に重要な、まさに生殺与奪の権にも等しくなりますので、そういう意味ではものすごく限定的な話だらうという中で、そうはいつでも限定的なものが出てきたときにどう

考えるのかというのは、情報公開のところとも含めながら整理していかなければいけない。このところは、冒頭申し上げておりますように、この場で結論を出すということではなくて、それぞれの意見を、立場から披露しあって理解を深めていくということでございます。ある程度、議論が尽くされたという感じもしておりますので、そういう点は今後の課題としつつ、少し進めていきたいと思っております。

次に、要件というところです。これは、J B I C 案のほうは非常に抽象度の高い人物の表現になっていて、ここでの整理の仕方としては、まず一つは、産業界の方からいただいているように、やはりプロジェクトに精通している人がこういう審査を行うべきではないか。環境面のみならず、そのプロジェクトの性格などもあると思っておりますが、そういう意味では、特に、産業界の方ですので、国際金融等業務を念頭に置かれて、その業務に精通した人物がふさわしいのではないかと。プラント協会さんをはじめ3団体の方では、ここには横線になってしまってますが、他のところでは、内部登用でいいのではないかというお話もあったと思っております。

要件の中で、ここで整理させていただきたいのは、どういった能力あるいは知識が必要なのかという整理が一つあるのだらうと思っております。そういう意味で、J B I C 案、あるいは、メコンウォッチさんはじめのところにあるような、抽象度の高い人物像につきましては、これはJ B I C 案には入っておりませんが、最終のページの「その他のご意見」ということで、どういった人を選ぶのかというのが最終的な議論になってくると思っております。全体の手続きを通して、今もまだ必ずしも目的のところから理解が一つではない感じもいたしますので、議論を深めた段階で、特に抽象度の高い人物像について議論をしつつ、それを念頭に置きながら、どういった選定方法を取っていったらいいのかということをお願いしたいと思っております。ここでは、特に、「国際金融等業務」と書いていただいておりますが、こういう環境社会面の審査ではありますが、業務に精通した人で当然あるべきであると。これはもっともな主張だと思うのですが、このへんについて少し補足のご説明をいただければ他の方の理解を得やすいのではないかと思います。いかがでしょうか。

(発言者F)

まず、この各論の提言につきましては、基本原則、基本的な考え方をすべて踏まえておるわけですが、前のページに戻っていただきまして、専門性、迅速性、および中立性といった部分ですが、この担当審査役の、少し論点は戻りますが、位置付けと要件に密接に関係してくると思っております。それぞれの基本的な原則、考え方がいかにバランスの取れた形で今回の手続き面においてこれを具現化させていくかということも非常に重要かと思っております。

貿易会の提言としましては、まず、位置付けにつきましては、論点は戻りますが、「投融資部門から独立した」ということで、投融資部門、執行機関から独立する、いわゆるチャイニーズウォールを引くことで一つ中立性も担保したうえで……。

あと、審査役の方の要件は、今回、環境ガイドラインの遵守・不遵守の確認、ならびに対話の促進という部分が役割としてございますので、国金業務に仮に精通していない、また、いかに問題解決をJ B I C さんのキャパシティの範囲内で行っていくかという部分について、外部の方であればいたずらに時間を取られるということになれば、民間のプロジェクト推進についての阻害要因になりかねないという懸念を持っておりますので、私どもの提言としては、J B I C さんの行内から登用をすべきだと考えております。

(矢島次長)

この点をあえて私が議論の中で申し上げていろいろ意見を賜りたいと思う理由は、プロジェクトによってさまざまだらうと思うのです。相手国、途上国が行う比較的大規模なプロジェクトを念頭に置くケースもあれば、民間の方々でも、日本の企業の方々でも、途上国政府向けの取引もございまして。一方で、純粋に民間企業の取引、あるいは、輸出にとどまらず投資の案件、いろいろな種類があるのだらうと思うのです。そういう中で、遵守・不遵守というところをスタートとして、その後の問題の解決に向けた対話の促進というところになってきますと、必要とされる知見が違うケースも十分にあり得るのだらうと思っております。そういう意味では、ここを

取ってすぐに手続きが分かれるかどうかという問題はありませんが、非常に一つ大きなポイントであります。これもまだJ B I Cのキャパシティでどこまでできるのかという整理が必ずしもついていないところがあるので、きょうは尽くした議論はできないのかも分からないのですが、一つ考えられるのは、大きくODAの勘定と、あるいは、民間プロジェクトを主として取り上げている国際金融等業務での審査にあたっては知見が異なるということも十分あり得るということで、今、意見を賜りたいと思った次第でございます。バックグラウンドの説明でございますが。

(発言者A)

要件ということで書かれているわけではありますが、通常、J B I Cのほうで融資業務をする中で、この環境ガイドラインを遵守しながらやっていくということであるいろいろなステップ、プロセスがあって、確認する作業があるかと思えます。そういう、どういう流れでもって作業をし、その中でどういうふうに確認をするかということ。業界などが申し上げておりますイコールフットイングがどういう形で入っているとか、あるいは、主権尊重でどういう配慮をしているか、そういう全体の業務の流れ、どこでどういう確認をしているかということについて具体的に詳しく精通している人が、それが前提となって、異議申し立てを受け付けた場合に、遵守・不遵守がどこでなされたのかということについて確認がきちんと適正に(行える)ということではないかと。その際に、私ども民間のほうは、先ほどから申し上げておりますように、イコールフットイングへの配慮とか、民間ビジネスの配慮とかについてある程度きちんと分かる人が、その素養を踏まえて判断していくのではないかとということで、しかるべき、そういう観点の要件が必要ではないかと思えます。

(メコンウォッチ松本氏)

これは組織のことに関係していると思うのです。財務省さんから、前々回か前回か、その組織の話を早く出してほしいということがあって、きょう、グローブの提案の中にもあったと思うのです。というのは、われわれは実は、事務局と組織は対になっていると思っているわけです。今、皆さんがおっしゃっているように、J B I Cの業務内容に精通している人は絶対必要だと思えます。われわれの意見では、それは事務局サイドに必要だと。つまり、ここへ行けばこういう資料がある、この次はこういうプロセスで進んでいるということをちゃんと把握した人が事務局にいて、その人がしっかりと、この調査をする人、審査役なら審査役にアドバイスができるということは私は非常に大事だと思えます。

審査をする人そのもの、この審査役という人そのものにその知見がなくても、私は事務局サイドにそれがあれば十分だと思えます。むしろこの審査役は、ここに書いてありますが、コミュニケーションをする力とか、ちゃんと公正にものを見られるとか、調査をする力があるとかいうほうがより重要であって、国金業務に精通していなければいけないとか、環境のことにすごく詳しくなければいけないとか、言いはじめたらたぶん切りがないと思えます。そこは確かに望ましい要件にはなると思いますが、おおかたは事務局サイドのサポートによってクリアできると私は思っています。したがって、この議論をするのに、組織論を言わないとなかなか言えないのではないかと思っています。

(矢島次長)

先ほどもお話ししましたように、最終的に、J B I C案にはありませんが、どういう人を選ぶのか、あるいは、どういう組織で行っていくのかというのは、いちばん最後のところで「その他意見」で各種団体の方からいただいておりますので、その場での議論に基本的にはなっていくと思えます。そういう意味では、それぞれの立場からこの要件のところはご説明をいただいたということで、次に進めさせていただきたいと思えます。

定刻の時間はあと10分ほどしかないので、なかなかそう簡単に進むものではありませんので、よろしければ、きょうもお時間をいただいてもう少し進めていきたいと思うのですが、よろしゅうございますか。特に忙しい方は、適宜ご退出いただいてももちろん結構だと思いま

す。すでにご案内しておりましたように、来週の10月3日にも、お時間をご連絡差し上げておりますが、その場では最後まで議論を尽くしたいという感じも持っております。きょうはもう少しお時間を賜りたいと思います。

実は非常にビッグイシューだと思っておりますのは、申し立ての要件のところだと思います。そういう意味では、申立人の要件と、期間までは、きょう、いろいろお話をさせていただきたいと考えております。申し立ての要件のところはいろいろな方からご提言いただいておりますが、違いは、プロジェクトによって現実に直接的な被害を受けている方々に限定すべきかどうかという点。これはもちろん、問題が発生して、その解決を念頭に置いた異議申し立てでございますので、かつ、因果関係も分かりやすいということで、当然、まず第1に挙げられるべきところだと思うのですが、問題は、その次に、「可能性のある人」というのを入れていくかどうかというのが1点と、それから、その代理人。代理人といっても、パワー・オブ・アトニーという形なのか、どういう形が分かりませんが、受権された方ということがここでは念頭にあるのだと思います。そういう意味では、ここでは「可能性のある」といったことを入れるのか、それから、代理人というところまで範囲を広げるのかというのが大きなポイントだろうと思います。

この点につきましても、特に「可能性の恐れ」というものも申し立ての要件として入れるべきであるというのは、前回、財務省あるいは環境省の方からもご意見を賜っている点でございます。

その意味では、まずは、「可能性のある」、あるいは「可能性の恐れがある」というところでございます。ここは、因果関係の立証のところと非常に密接に絡まってくるところだろうと思います。まず、「可能性の恐れ」も入れられているメコンウォッチさんやFOEジャパン等の団体の方々から、ここは基本原則では必ずしもないかも分かりませんが、一方で、権利の濫用の防止という観点も当然でございますので、因果関係の問題は非常に重要な点だと思うのです。このへんにつきましてはどういうお考えでいらっしゃるのか賜りたいと思うのです。

(メコンウォッチ松本氏)

これについては、まず、影響を受ける地域は、プロジェクトのフォーミュレーションの中で当然特定されていくわけです。もちろん、その特定が不十分である、つまり、自分たちは影響エリアに入っていないとみなされていて、そのデシジョンメイキングの枠の中に入れてもらっていない、したがって、それはガイドライン違反であるという主張も成り立つと思うのですが、そういうことは、当然、起きる前にそういう議論が住民側から出されるほうが望ましいですし、コスト的にもそこで住民側から声が出てくれば、それは願ったりかなったりの話だと思うわけです。

かたや、では、それはどのぐらい科学的に立証できるのかというのは、起きた後ももちろん同じことです。起きたことが本当にプロジェクトによるものかどうかという科学的な実証をどうするのかというのは、起きた後も問われることだと思いますので、起きた後だから、起きる前だからという区別は実際にはないのではないかと思います。やはり一義的には、起きる前に防ぐというのが私は非常に重要だと思いますので、そういう意味では、「受ける人」「受ける可能性のある人」という括りで提言をしていると思います。

(矢島次長)

今のは、問題が起きる前と後で因果関係の立証はどちらも難しいというお話のようですが、客観的にはかなり濃淡が違うような気もいたします。何かご意見は、その点についてございますか。

(発言者D)

私は、可能性のある人は除くべきだと思うのです。やはり、はっきり影響を受けているという方が基本的に申し立てをする。もしも、「可能性のある人」を入れるならば、可能性を、将来、将来かどうか分かりませんが、影響を受けるのだということをおある程度証明していただく。

でない、いたずらに異議申し立てをされると困ると思うのです。

(メコンウォッチ松本氏)

おっしゃることはそのとおりで、自分たちが影響を受けるかということは、当然、その申し立ての中に書かなければいけないと思います。その理由についても書くべきだと思います。

(矢島次長)

メコンウォッチの松本さんのお話を整理しますと、必ずしも時系列的なお話ではなくて、問題が起こっているところと、あるいは、全く違う可能性として、問題が起こりそうだがもともとアフェクテッドピープルになっていないという方も十分に念頭にあるということなのですね。

(FOE松本氏)

私もメコンウォッチの松本さんとももちろん同じ意見ですが、一つだけ、先ほどのご意見で気になったことは、住民のほうに説明責任というか、もちろんこういう可能性がありますよという説明をする責任はあると思いますが、それを証明することは非常に難しいと思いますので、こういう可能性が、危険性がありますという説明をするだけで十分だと思ってます。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

・・・ (大阪支店での録音不都合により聴取不能)

(矢島次長)

この手続き自体、遵守・不遵守でございますが、ここにあるのは、問題が発生して、それでこういう申し立ての手続きに入るということですので、いちばん大事なのは問題の解決であるというのは坂元さんがおっしゃるとおりだろうと思います。

あとは、繰り返しになるのですが、やはり「可能性がある」という場合の因果関係のところ、に究極行き着くのではないのかとは思いますが、はい。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

(大阪支店での録音不都合により聴取不能)

(矢島次長)

おっしゃるとおりで、実際に形式要件を満たしていても、J B I C案にもありますように、予備調査をして正式に受理するか決定するというプロセスを踏むわけです。その場合でも、実際に問題が起こっているのと、現実に問題が顕在化していないで、それに対して恐れがあるところでは、やはり蓋然性に違いがあるのだろうということで私は申し上げたつもりであります。他にご意見は？

(発言者A)

基本的に、被害を未然に防ぐというのはたいへん結構なことだし、恐れがあるならば、その恐れがないように配慮するのは当然だと思うのですが、それを行うのはプロジェクトの実行者だと思うのです、基本的には。ですから、そここのところでそういうご意見をどんどんぶつけばいいのではないかと思います。

対話の促進というのがガイドラインの本体にあるわけでありまして、そういう恐れがあるとかいう場合については、そこは実質上の中でどんどん行っていく話ではないかと思います。そのうえでこの異議申し立ては出てくるわけでありまして。完全にそこは、恐れがないようにどんどん配慮して対話も促進したが、結果として被害が出てきたということで、そこは不遵守になったということでこの異議申し立てに来るのではないかと。したがって、恐れのある状態というのは、対話の促進の中で、環境ガイドラインにおきますプロジェクト実施主体者がいろいろ

る対話を促進することになっておりますので、その中のレベルの話ではないかと理解しております。

(環境省小川氏)

環境省の小川でございます。前回の繰り返しになりますが、日本の経験の中で大きいことは、問題が起きた後では、特に環境問題、人に対する影響にしても、自然環境に対する影響にしても、不可逆な場合が非常に多い。起きてからでは対応が難しい。かつ、経済的に考えても、未然防止のほうが、問題が起きてからさまざまな手当てをするよりもずっと安くつくところが、日本の苦い経験なわけです。そういうことで、日本の公害関係、環境関係の制度は、未然防止にまず着眼しているわけでございます。

このJ B I Cのガイドライン自体も何のためにあるかということ、問題が出てから解決することではなくて、まず環境社会影響がないように未然に防止していきましようということがそもそも制度の根本的な考え方だと思います。異議申し立ての中でもその考え方を踏まえまして、問題が起きたときだけではなくて、恐れのある濃淡はあると思いますが、「恐れがある」ということを排除するのはいかがかと思います。例えば、事業がそのまま進んでいけば明らかに影響が出てくるということも恐れだと思うのですが、そういった場合を排除するということが非常に問題ではないかと思えます。

(矢島次長)

問題の未然防止が重要だという点は共通認識だと思うのですが、そのへんは、先ほど話がありました、J B I Cとしての投融資部門のモニタリングがまず最初に行われているのだらうと思えます。そのへんは必ずしもご理解いただけない点もあるかと思えますので、そのへんのフォローを、J B I C、説明をしてもらえますか。

(入柿課長)

もちろん、先ほど来言われてますとおり、問題の未然防止というのがガイドラインの精神でもございますし、そこはそういうつもりであります。こここのところの解釈ですが、あまり実際は理解に相違はないのだらうと思っております。例えば、先ほど松本さんが言われた例だと、実際に話し合いに参加させてもらっていないということをもって直接の被害とするのだらうと思えますし、実際、われわれも、森林を伐採されるということに対して、木が切られてないから直接の被害はないではないかということ言うつもりは全然ないのです。ですから、そのへんは、直接的な被害ということをどう解釈するかということなのです。結局、われわれとして恐れているのは、濫用を防止したいということなのです。相当程度、「可能性」と言うとかかなり無限に広がってしまうところがあるので、濫用を防止するという観点で、他のところとかのバランスのところかと思っております。したがって、現実はどういう対応をするかという点については、それほどわれわれは、今ご議論をうかがっていると、変わりはないということかと思っております。どちらから書くかということなののだらうと思えます。

(発言者A)

環境省さんが言われた点については、私ども業界でも、環境対策は重要だということで、それは大いにやるべきだと思います。恐れがある件が具体的に分かるのならば、それは、ODAの場合は発展途上国でありますし、O O Fはいろいろな国がありますが、そういう恐れがあるということ十分に認識していない国があるならば、ぜひそこは国レベルでそういう活動をどんどん展開していただきたいと思えます。その国が、そういう恐れのある場合についてはこういう処置をするのだということで、国レベルでの対応をぜひきちんとやってほしい。

と申しますのは、この融資はプロジェクトバイプロジェクトとなるわけでありまして、いろいろなプロジェクトが走る際に、「このプロジェクトだけちょっと待てよ。そこは恐れがあるから止めたらどうか」とかいう話になってしまいますと、イコールフットイングはどうなるのだらうかということなのです。したがって、国全体としてのアプローチとして大いにどんどんや

るべきだと思っておりますし、できる限りのことはこのプロセスの中でも入っているかと思いますが、やはりイコールフットリングの観点でのご配慮も必要ではないかと思えます。

(外務省高田氏)

まず、国レベルの努力が必要だということは、努力させていただきたいと思えます。それから、「恐れがある」を入れるか入れないかですが、J B I Cの遵守か不遵守を見るというのが仕事ならば、ガイドラインを遵守しているか不遵守かどうかを見るということならば、実際に被害が起こっているという必要はないと思えます、ロジカルに。守っているか守っていないかですから。その結果、起こっているか起こっていないかは、付加的にそういう情報はあり得るかもしれませんが、それは前提である必要はないと思えます。では、問題解決の部分はどのようになるのだと言われるかもしれませんが、問題解決の部分については、遵守・不遵守をメインとしつつ、J B I Cの能力の範囲で関係者が協力してやっていくことですから、そこは関係者が協力していけるのならば取り組めますし、「起こっていないのだから」と言って関係者が協力してくれなければできないということだと思えます。以上です。

(発言者D)

私の考え方は基本的に比較的性善説に立っていると思っております。基本的に今回の環境ガイドラインは、いちばん最初にJ B I Cさんが環境アセスして、そこでチェックするわけです。まずそこでチェックが入りますから、そこでチェックがきちんと入っていれば異議申し立て機関に行くことは少ないだろうと考えてます。ですから、最初のチェックがまずいちばん大事なのではないかと。だから、そこをきちんとやってくれば、異議申し立て機関に行くケースは非常に少ないだろうと。

先ほどから、結局、紛争解決という言葉が結構出てくるのですが、これもやはり紛争解決まで行くのではなくて、対話の促進でもって、何か起きて解決するという考え方をしたほうがいいのではないかと。要は、紛争まで行ってしまうと解決はなかなか難しいです。こじれてしまいますから。本来は、対話の促進のところでもっといいアイデアが出てくれば、紛争解決は起きないのではないかと。だから、一つは、J B I Cさんがいちばん最初にきちんとチェックしてくれば、まず異議申し立て機関まで行くことはないだろうと。紛争解決という最悪のケースですか、どちらかというところ、もちろんそれは考えることは必要ですが、あまりそこだけに重点を置いて、重箱の隅をつつくように考える必要もないのではないかとと思えます。

(メコンウォッチ松本氏)

先ほど入柿さんがあまり違わないのではないかとおっしゃった。しかし、森林が伐採されなければ被害を受けたことにはならないと言っているわけではないというそのロジが私は分からない。「被害を受けた」と書かれれば、それは森林が伐採されて被害が何かあると私は考えます。もし入柿さんの解釈であれば、私は、一般的にはそういうふうには受け取れないのではないかとと思えます。それが第1点です。

2点目としては、濫用防止というのはある程度どこかで考慮しなければいけないことは、私もそう思います。ただ、それはこの入り口論で、こういう形でやるべきかどうかという議論があるかと思えますし、私はそうではないのではないかと。むしろこの人たちがしかるべき理由で、自分たちは被害を受ける可能性があると思っていることがちゃんと述べられていて、で、そのことが、例えば、予備調査なり、あるいは、その前の……。当然J B I Cとの間でなんらかの協議が事前になければいけないというのがJ B I C案だと思います。少なくともそういう要件もJ B I C案では書いていて、さらにここで入り口を狭くする必要はないのではないかと。あまり入り口を狭くしすぎたと思えます。濫用防止が必要であることは否定はしませんが、濫用防止だらけだと使えなくなってしまうということももちろんあるわけで、ここは、程度からいくと、程度が行き過ぎているのではないかとというのが私の意見です。

(矢島次長)

ここもかなり、それぞれいろいろな意見が出ましたが、ここは、J B I Cの説明の中でも若干不明なところはあったような気がします。少し、これまで賜った意見を念頭に置きながらドラフティングをしてもらいたいと思います。

(F O E 松本氏)

確認ですが、先ほど入柿さんがおっしゃった、すでに受けている人だけではなくて今後の可能性も含めるのであれば、書き方として、今は「受けた」という過去形になっておりますので、やはり「受ける」あるいは「受ける可能性がある」という表現にきちんと明確に書き換えていただきたいと思います。

(矢島次長)

そこは全体の手続きの中でいろいろ考えるのかなという気もしておりましたが、いかがですか、そのへん。

(入柿課長)

誤解を与えるのであればあれですが、私が申し上げたのは、物理的な被害にとどまらず、例えば、森林を伐採するのであれば、それまでいくつも手続きがございます、ノータイスとかいろいろなところが、手続きがあるので、具体的にそういった点も含めて直接的な被害と言っているという意味で申し上げたのです。分かりにくければ、再度、ドラフティング等で見直したいと思います。

(発言者 A)

被害で、二つ申し上げたいのですが、恐れがあるとかないとかの主観的議論をしてしまうと、議論はなかなか煮詰まらない。一方的な主張をしあうだけになりますから、非常に時間のロスがある形になるのではないかとというのが1点です。

二つ目は、被害があった場合ということですが、プロジェクトを進める場合に、メリット、デメリットは必ずあるわけでありまして、被害が全くないということはないと思うのです。ゴミ装置の焼却場を作るとした場合に、焼却場の付近に立っている人は、被害を被るというのは出てくると思います。その際に、行政判断として、そこは被害が出るということで補償をきちんとしているのかどうなのかということ。被害に対してしかるべきちゃんと処置がなされているのかどうなのかということもあると思うのです。ですから、被害は出ているが全く無視されてしまっている状況だということなのかどうなのか、そういう意味での被害の判断が必要だと思います。

(O D A ウォッチャーズ 坂元氏)

やはり論点に誤解があると思うのです。日本でもありますが、例えば、明白かつ現在する危機の理論とか、いろいろな法律上の理論があるわけ。そういうものを現実に適用する場合に、日本でもアメリカでもすでにやってみて、「恐れがある」というのを一般的に小説じみた形で「恐れがある」と考えておられるのだったら、これは・・・(大阪支店での録音不都合により聴取不能)

(入柿課長)

おそらくそのとおりだと思うのですが、現実問題として、かなりそういう訴えをわれわれはこれまで受けてきた経緯もあります。実際プロジェクトをやってらっしゃる方が、そういう訴えが出てくるということ懸念されることも現実問題としてよく分かるということなのです。そこはご理解いただきたいと思っております。

(東京工業大学 原科氏)

今、恐れの問題でいろいろ議論していますが、この環境配慮ガイドラインのそもそもの目的

は、まさに環境影響を事前にチェックしようということですね。ですから、この基本方針、J B I Cのガイドラインの中にも、最初の3ページに、例えば、「ステイクホルダーの参加が重要であることに留意する」とか、さらに細かく、12ページで第2部のところですが、「環境アセスメント報告書を作る」とか、他の部分では、確か、「社会的なアクセスの弱い人たちがいるということも十分留意する」とか、みんな書いてあるのです。つまり、このガイドラインに沿ってきちんと手続きを踏んだかどうかはできるだけ早い段階からチェックしなければいけないです。「恐れがある」は、まさにそういうときに生じるのです。ですから、実際に被害が起こったらアクションを取ってしまうわけですから、アクションを取る前にそういったアプローチが当然出て来るわけですから、それを門戸を閉ざすような表現は私はまずいと思うのです。だから、さっき松本さんがおっしゃったように、「および恐れ」ということを入柿さんもおっしゃるのなら、これは明記しておくべきだと思います。ガイドラインを作った考え方からいって、これに合わせるべきだと思います。

(矢島次長)

「可能性の恐れ」というところは、かなりこれも抽象度の高い言葉で、そういう意味で、考えることがそれぞれに違う。権利の濫用を考えてらっしゃる方は、非常に蓋然性が低いものも含めて考えてらっしゃる面があるのだらうと思います。例えば、「直接的な被害」ということにしても、限定的にケースを考えられるのか、あるいは、「可能性のある」としたうえで、可能性の程度をある程度縛るような形も考えられるのかも分からないので、少しそこは、もともとのガイドラインの精神もまさに問題を未然に防ぐということがあるのは原科先生のおっしゃるとおりでございますし、今後のドラフティングのところでもむしろ生かしてもらいたいというのが、今の全体の意見かと感じます。

あとは、だいぶ時間が経ったので、ここの項目だけにさせていただきたいと思います。直接的な被害を受けた方からの申し立てと、国内の申し立ての場合にはだいたいこういうことではないかと思いますが、代理人も可であるということがもう一つ大きな点だらうと思います。これは海外の途上国でのプロジェクトを念頭に置いたうえでのご提言だと思いますが、そこを少しご説明いただけますでしょうか。

(メコンウォッチ松本氏)

事例として国際機関を挙げれば、それほどあるわけではありませんが、例えば、中国のチベットで世界銀行に対しての申し立てがあったわけです。その際、政治的な理由でチベットの人たちが自らそこで申し立てをすることができないということで、そのために、代理人を立てた。代理も誰でもいいわけではなくて、直接被害を受ける人たちからなんらか、確証を持てる……。その場合は「自分たちはこの人たちに託します」ということを手紙に書いて、その人たちが実名で、これはもちろんそのまま匿名になるわけですが、少なくとも申し立ての段階では実名で手紙を書いて、それを添付してその代理の人たちが申請をした、申し立てをした。それが世界銀行で受理されたということなわけです。それほど実例があるわけではありません。したがって、政治的な理由とかでやむを得ない場合に……。

今は海外の代理人ですが、一方、国内での代理人、例えば、住民の人たちが言葉ができないとかいう理由で代理を立てることもあります。その場合は、しかしながら、連名にするという方法も取っているところがあります。直接影響を受ける人だけが訴えができるということになると、なかんずくJ B I Cの場合は日本語と英語で訴えなければいけないと書いてありますが、その言葉ができない人たちがたくさんいるわけです。そのときにいちいちその人たちに通訳をするというのではなくて、訴え人としてちゃんとその住民たちが信頼できて、かつ英語なり、あるいは公用語でコミュニケーションを取れる人を代理人として立てる。その場合は、当然、訴える側から、こうこうこういう理由でこの人を代理人にするという、直接被害を受ける人たちから、ちゃんと証明というか手紙を付けなければ申し立てとしては受け付けられませんので、それをセットで代理人を受ける。その二つを大きくは想定しています。

(発言者G)

この代理人の件ですが、環境社会影響を受ける人という、この「人」の言葉に関することです。例えば、生物はどうなるのでしょうかということをお聞きしたいのです。日本でも非常に問題になっておりますが、例えば、茨城県道路建設でオオヒシクイが原告として認められるかどうかとか、そういう問題を、今後ここでも議論ができるのかどうかということをお聞きしたいのです。

(矢島次長)

もともと想定されているのは人だと思いますが、それに加えて、今の議論では、受権した代理人の適格性の議論を今はしているのだらうと思います。念頭には、当然にして生物が入ることではないと思いますが、何か意見はありますか。

(入柿課長)

ここでは念頭には置いてないのですが、もちろん、この手続き以外のところと申しますが、投融資担当部門にまず言ってきていただくというのは全く構いません。このプロセスを使うかどうかということについては、これまで、正直言ってあまり念頭に置いてなかったということでもあります。完全に排除するつもりはあまりないのですが。

(矢島次長)

要は、例えば、一つの特定のプロジェクトによって絶滅する可能性の大きい絶滅種が決定的なダメージを受けるであろうとかいう状況のお話ですよ、考えられているのは。そういう場合に、当人ではないから……。

(発言者G)

特に絶滅の危機に瀕するものだけではなくて、例えば、生態系としての一つの単位として、よくインディケータースピーシーズとか、アンプレラスピーシーズとか言いますが、その生態系を守るために一つの種を代表として立ててということになりますので、絶滅の危機に瀕している必要はありません。

(矢島次長)

たとえとして申し上げたのですが。要は、基本的には、プロジェクトを実施する前の環境影響評価のところで十分に配慮されるものが必ずしもそうならなかったということを念頭に置かれているわけですね。

(環境省小川氏)

今の問題ですが、私もどういうふうに扱うべきか、なかなか難しい問題だと思うのです。問題提起として言わせていただきますと、環境社会ガイドライン自体が、スコープとして、環境への影響と社会影響とを含んでいるわけでございます。それで、異議申し立てのほうは、人が異議申し立てをするということになって、このいずれの意見も、本人が影響を受けているという意味で、社会影響を受けているほうを扱っているわけです。あるいは、環境影響によって生活基盤を破壊されて、社会影響として人に出るということはカバーされているのですが、純環境影響、ガイドラインのほうではスコープに入ってます純環境影響、例えば、生態系が破壊される、ただ、生態系自体はそこに人が住んでいないので人の生活とは直接絡んでこない、影響を受ける人がいないと異議申し立てができないとなると、環境影響があった場合、異議申し立てにはかからないということになってしまうのです。そこのところをどういうふうに異議申し立ての中でカバーできるのかできないのか、そこの頭の整理が必要だと思います。

日本の裁判制度でも、今あちらから紹介があったように、生物を原告に立てることは認められていませんので、かなり限界があると思いますが、問題の整理として、そこはスコープに入れるべきだが技術的に実際に難しいということで整理されるのか、あるいは、そもそもこの異

議申し立てとしてはそこは扱わないという整理にされるのか。あるいは、なんらかの形でそこをくみ上げる、例えば、NGOなどで、自然の影響について把握する立場にある人については、本人が影響を受けていないが、環境影響について異議申し立てをすることができるとするのか。そのへんの問題の整理をしておく必要があると思います。

(発言者A)

今の環境省さんからの発言について、プロジェクトそのものをやるかやらないかということは環境観点の視点に立って判断すべきではないかということだと思うのですが、それは、その国の政府なり、行政措置を持っているところが判断をされるのではないかと思うのです。そこは、J B I Cがプロジェクトをやるべきだ、やらないべきだとかいう判断権限を持ってはいないのではないかと。その国での判断ということで、ここは主権の問題になろうかと思うのですが、プロジェクト実施にあたっての主権の問題をいかがお考えなのか。そのへんのところについてご意見をおうかがいできたらと思います。

(環境省小川氏)

プロジェクトと、それに対してJ B I Cが融資などをするかという問題は別だと思うのです。もう1回戻りますと、環境ガイドライン自体については、そういった環境影響も対象になっております。例えば、たとえ途上国である事業が行われる、それが非常に環境影響があるといった場合に、J B I C側としてそれに対して融資を行うか行わないかという判断は、まずJ B I C側にあるわけです。異議申し立てにおきましてもそれと同じでして、そういった最初の判断と同じで、J B I Cが融資している事業について環境影響が起きたか起きているということはどう見るかという問題だと思います。

(発言者A)

ということは、要するに、環境ガイドラインの中に環境配慮というのがありますから、それを満たしているかどうかということを確認すればいいということですね。ですから、環境ガイドラインに書かれている環境配慮をちゃんと遵守しているかどうかの判断をすればいいと。

(環境省小川氏)

この異議申し立てのスコープにつきましては、基本線は遵守・不遵守をチェックするということですので、そういうことでございます。

(発言者G)

先回も申し上げたのですが、当該国といいますか、相手国に調査の能力がないとかいう状態もありますので、相手国だけにそれをお任せした場合、全く生態系に配慮ができない状態ですべての書類がそろいOKが出てしまうということが多々あるというか、ある可能性が高い、また「恐れ」とかいう問題ではないのですが、ありますので、そういった場合は、全てが動きはじめてからもう1回それを評価すると。で、そのときに、先ほど私が言ったみたいに、例えば、ある種の代理をできるのかどうか分かりませんが、そういうことを考えるのは必要ではないかと思えます。

主権の問題は非常に重要なことだとは思いますが、地球環境を守ると。先ほどおっしゃっていただいたように、持続可能な開発をするという前提におきましたら、主権のことも含めましてよく話し合うことも非常に重要であると考えてます。

(矢島次長)

このお話は、J B I Cとしても必ずしもスコープに入らなかつたようではありますが、重要なお話だとは思いますが。ただ、まさに事前調査、環境影響評価の段階で十分に考慮すべき、特に本件についてはかなりプロジェクトとの因果関係の立証も難しい面は多々出てくるのだろうと思えますので、そういう意味では、当初の環境影響評価の妥当性に関する議論になつてく

るのだらうと思うのです。そうなりますと、まさにJ B I Cもガイドラインに沿った形で環境影響評価についての評価は行っていくわけですが、やはりプロジェクトを中心にしたものというのでしょうか、間接的な影響も含めてという形がずいぶん出てくるのではないかと思うのですが、非常に異議申し立ての手続きに乗せてくるのは難しいのかと。むしろ当該国での国とのお話という面が強いような感じはいたします。そこは検討課題として引き取らせていただいて、J B I Cのほうでどんなことが考えられるのか、少し整理をしてもらいたいと思います。

(東京工業大学原科氏)

環境アセスメントの関係なのでもう一言言わせてください。アセスメント自体は、実際、今おっしゃったように、現実にはなかなか適切に行われたい例が多いです。そういうものに対して異議申し立ては当然出て来うと思うのです。ですから、これは、自然の代理人というよりもむしろ、そういう環境を配慮しているいろいろな集団、NGOとか国際的機関とかいろいろなものがありますが、そういう立場から異議申し立ては当然できなければおかしいと思います。その意味では、そのへんはぜひ配慮していただきたいと思います。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

・・・(大阪支店での録音不都合により聴取不能)

(矢島次長)

それは、はっきり申し上げて、スコープから外れているのではないかと思います。問題が発生して、異議申し立てを受けて、それについて遵守・不遵守のチェックをするというのが最初からの目的でございます。そういう意味では、その審査役に選定された人が独自の判断でプロジェクトの調査を行っていくというのは、そこまではスコープに入れておりません。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

・・・(大阪支店での録音不都合により聴取不能)

(矢島次長)

実際には、異議申し立てがなくモニタリングという意味では、何百、何千に近いプロジェクトがオンゴーイングで動いておりますので、そういうものについて、日々、地域ごとがメインですが、分担に分かれて、投融資部門のほうでフォローアップをしておるということでございます。あくまで投融資部門との牽制体制の下で、問題が発生した案件について遵守・不遵守をチェックするというのがこのもともとの役割でございます。そこは、投融資部門は数も多ございますし、日ごろモニタリングをしているという仕組みになっております。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

・・・(大阪支店での録音不都合により聴取不能)

(矢島次長)

そこは、影響を受けた人からの申し立てとも若干違う感じもしますので、少し整理をさせていただいて、J B I C側の返答を固めていただきたいと思います。

(発言者D)

代理人を認めるか認めないかということですが、基本的には代理人は認めてほしくない。というのは、例えば、代理人は特定の利益を得るために活動するような人もいらっしゃる。ただ、先ほど説明があったチベットの例、そういう特殊な例、例えば、障害者、自分で実際申請ができない、そうした場合は例外規定というか。あくまで原則は被害を受けた直接の人間。で、J B I Cさんのほうから判断して、この場合はしょうがないなという場合は代理人を認めるという運用をお願いしたいと思います。

(矢島次長)

なんらかの形で代理が必要だというのはある程度議論としてあると思うのですが、その適格性の話なのだろうと思います。

(発言者 A)

3団体のほうでは、「負の影響を受けている地域住民を代表する者」で、もちろん「直接の利害関係者であって代表する者」ということなのですが、J B I Cのほうで、「2人以上」と書いてあります。例えば、ダムの方になりますと、影響する人が数万人規模出るとか、でかいのになると100万人出るとか言われているのです。この2人の組み合わせでいくと、100万人とすると、50万組できる。とてつもない組み合わせができるという感じもするのです。このへんは、どういうふうに2人というのを考えたらいいのか。

地域住民で影響を受ける人という対象は、例えば、何人ぐらいなのか。ある程度、1,000人なら1,000人のマジョリティの人を想定するということがということで書いたのですが、このへんは具体的にどうなのか。チベットの人は、全部のチベットの人が差別されているというのなら、それはそれでしょうが、ある程度補償も受けて、被害も受けるがちゃんと補償を受けている人が……。例えば、影響を受ける人が1万人いるうちの6,000人ぐらいはちゃんと補償措置がなされている場合は、マジョリティはちゃんと対象を受けていると判断するのか。残っている4,000人で住民登録していない人が出て、その人が連絡を受けていないということで、2人単位でわっと言ってくるのか。このへんは、現地のほうで地域住民というのをどういうふうに考えて判断しておられるのかということもあろうと思うのです。

「直接の利害関係者」ということの中で、それを具体的にどうとらえ、それを代表する人としないと、制度上、いろいろ各国の誠意ある努力をしてやったのだが、たまたま住民登録もない世界で、聞いていない人がいたとか、そういう人まで入ってくるとすると、えらいたいへんだという気がするものですから。そこはある程度、代表するという人、「直接利害を受ける人で、かつ代表する人」という形を取る必要はないのかという気がするのです。そのへんのご意見をうかがわせていただければと思うのです。

(矢島次長)

2人にした根拠のところと今の話と、お願いします。

(入柿課長)

2人ということですが、ここは象徴的な意味がありまして、1人ではないということです。それに尽きるわけです。実際に現地で被害を受けてらっしゃる方がいて、その方が訴えてこられるということになります。1人を排除するというのは、要するに、その人個人の問題で、利己的な目的でとか、そういうことを排除しようということでありまして。

現地を代表するかどうかということですが、そこは、われわれとしては、マイノリティであっても実際に問題の被害を受けている方がいらっしゃれば、その方からの申し出は受け付けるべきであろうと考えております。

ただ、全く恣意的なとか、利己的な目的を排除する意味で、象徴的に「2人」と書いておることでもあります。それ以上に、誰が代表しているとか、そのへんになると、止まり木もございませんし、精神としては、基本的にはそういう方が複数いらっしゃって、その方々が訴えてこられる、それは必ずしもマジョリティでなくてもよいと考えております。

(発言者 H)

例えば、複数のファイナンスで、プロジェクトをどこの会社が受注するかという競争になって、その過程で、ある国のある方がその現地を取りまとめた形で代理人になって、その競争相手である日本の企業およびJ B I Cのファイナンスに対してチャレンジしてくるというような濫用は絶対避けなければいけない。また、ファイナンスが成立した後、そのプロジェクトを

故意につぶしにかかるような形で代理人が現地を取りまとめていくという形もぜひ排除していかなければならない。これはビジネスの観点からすれば当然やってはいけないことだし、あってはならないことだと思うのです。そういう意味でも、もし、代理人という観点を考えるのであれば、代理人の明確な定義を明示していただきたい。そうでないと、われわれは、通常のビジネスがビジネスとして成り立たなくなるということも非常に心配いたします。

当然ながら、競争する相手国にとっても同じような制度があればいいのですが、今の段階ではなかなか……。J B I Cの制度がかなり前進した形で新しい制度が作られていくとなると、そういうところでも不公平な部分がひょっとしたら出てくるかも分からないということで、願わくは、われわれとして、ビジネス上から不公平を感じるような形にはならないし、また、その観点からもイコールフットイングも含めてご考慮いただきたいと考えます。

(矢島次長)

分かりました。今のイコールフットイングの点は、内談状況と、それから、今お話いただいた、プロジェクト、受注されて実施後のと、2段階に分けられるのかも分かりませんが、そのへんは、申し立て手続きの期間の問題とか、今後の議論と絡んでくるお話だと思います。そこでまた少しご議論もいただきたいとは思っております。

(東京工業大学原科氏)

今、矢島さんがおっしゃったので、あえて言うまでもないのですが、まさにそうなのです。濫用とおっしゃるが、不適切な申し立ては、おっしゃるように、ある期間内で処理できるようなシステムにしておけばいいので、そういうことをあまり心配されるのは、日本企業がそういったビヘイビアをやりがちなのかと考えられますよ。だって、実際にワールドバンクといろいろなところの経験を見ても、濫用はほとんど起こっていないでしょう、事実関係で。それなのに、日本の企業の方がみんなそうやって心配されるのは、私は……。皆さんはモラルを持ってやっておられるので、他の国も当然それは、アンフェアなことをやれば、これはレピュテーションリスクですからね、みんなそういうことでやたらやらないと思います。実際に今までそうだったのだから。あまりそれを強く言われるのはいかがかと思います。これはまさにシステム対応で、おっしゃるように、申し立て機関を通してチェックをどうするかです。そこに時間がかからないようにしておけば、おかしいのは早い段階ではねられますから。と思います。

(矢島次長)

ただ、意見は非常に貴重な意見だと思っております。J B I CはもともとJ B I C法の目的を実行するための機関であります。途上国の経済社会開発支援もございしますが、一方で、日本の産業界の支援は非常に大きな目的の一つという意味で、日々競争にさらされている日本の企業の方にとってみると、蓋然性として低いことかも知れませんが、それが自分の会社にヒットした場合には非常に致命傷になるということで、ご懸念の向きは十分感じておりますので、別途、他のところの手続きと併せてお話をさせていただきたいと考えております。やはり、直接被害を受ける方にもよって、代理を全く否定するというのはどうなのかという議論はあるのだろうと思います。一方で、濫用されるということもございしますので、そこは、J B I Cの事務局には、代理人をどういう形で特定できるのかどうかということをつめてもらいたいと思います。

(発言者A)

「被害を受けた人」で2点ほど確認したいのです。被害を受ける人に対して補償措置が当該国で払われていて、ただし、補償金額が少ないと主張される方はこれに入るのかという質問が第1点。2点目としては、当該国で被害者がいるという認定もされていて、だけれども全体を通じてやはりこのプロジェクトは推進する必要があるということで、メリット・デメリットを判断したうえで、向こうの国も、その被害者であるというのが分かっている、認知しているという場合でも、それは被害者として来るのかどうか、被害者の判断といえますか、そのへんはど

うなるのでしょうか。

(矢島次長)

基本的には、今の話は、プロジェクトを判断する段階でまず一義的に判断するお話だろうと考えますが。

(入柿課長)

直接お答えしますと、補償金額が不満だと、いったん合意したが不満だとかいう事例が被害にあたるかということですが、何もなければあたらないと考えるのが当然だと思います。その過程で、例えば、脅迫を受けたとかなんだかんだ、そういう別の事例があれば、なり得る場合もあるとは思いますが、基本的にはそれは被害にはあたらないと考えております。

ガイドラインの異議申し立てのところにも、5ページの「濫用の防止」というところで、当該国の法制度で認められる補償金額以上を不当に獲得することを目的とする場合というのは濫用にあたるか書いております。そこは防止したいと思っております。

(メコンウォッチ松本氏)

今のところは少し異論があります。その個所そのものにも異論があります。私は、被害があるかどうかということが重要であって、補償金が十分であったか不十分であったかというのを要件の適格性のところで判断することは不可能だと思います。したがって、それは被害を受けているということの確認しか現実的にはできない。むしろ、それがJ B I Cのガイドラインに遵守したかどうかということがポイントですので、その補償金額の算出をちゃんとガイドラインに沿ってやっていけば、それは遵守ですし、それがそれに沿っていなくてなんらかの問題があれば、それは遵守とならないという整理だと思います。被害の段階では、被害があるかないかということが重要で、今、おっしゃったケースは、適格性を確認する段階では確認が不可能ですので、私は基本的には、一義的には被害を受けているということになると理解します。

(外務省高田氏)

最後に、超マイナーなところですが、私はどうもこれが気になってしょうがないので。申立人要件の中で、「親族でない」というのが入っている。ここまで終わってしまったことになってしまうので、申し上げますが、これは必要ですか。あるいは、現実的に証明をさせるのですか。あるいは、一つの村でみんな親族みたいなのところもあるかもしれないので、これを入れる意味があまりないのだったら、この規定は止めたほうがいいのではないのでしょうか。何か意味があるのでしょうか。

(入柿課長)

先ほど申しましたとおり、「2人」というのと同じ意味でございまして、象徴的な意味です。家計を同じうするものからの訴えを2件とカウントするのかどうかということで、それは常識的に言えばやはり1件だろうということで、現実的にどうかという点はありますが、ここはそういう意味で残したいと考えてます。

(外務省高田氏)

それならば、「2人」であれば十分で、親族でない住民というのを要件にしますと、親族でないことを証明せよ、あるいは、J B I C側が確認しなければいけないということになってしまっ、これは非常に無駄な、双方にとってコストでエネルギーになりかねないので、「2人以上」があれば十分ではないでしょうか。

(入柿課長)

そこは別に戸籍謄本を取ろうとかいう話ではありません。聞けば分かることかと思えます。

(外務省高田氏)

それなら、「親族でない」などに入れる必要はないと思いますが。

(入柿課長)

それは象徴的な意味合いなので、そのところは、そういう事務の事務量云々かんぬんというところはちょっと違うのかと思うのですが。

(外務省高田氏)

きょう、入柿さんのご説明の中で、聞いてみると、「いや、象徴的な意味です」とか、「実は説明するところですよ」とかいうことがいろいろありましたので、もう1回全部読み直していただいて、そこは再考いただけますか。他のところもいろいろ表現を直されるとありますので。私は、「要件」と書いて、実はそれは確認しないのだと意味がないというものを入れる必要はないと思います。考えていることはそんなに変わらないと思いますので。

(入柿課長)

ここは別に確認しないと言っているわけではなくて、どの程度確認するのかということをおし上げた話でありまして、ここは、われわれとしては十分意味ある言い方だろうと思っております。

(矢島次長)

よろしいですか。きょうは、環境担当審査役の位置付けから始まりまして、申立人の要件のところまで、いろいろ議論いただきました。また別途、内容についてはホームページ上で議事録を公開いたしますが、簡単にサムアップいたします。

まず、位置付けのところは、これは牽制体制ということもあって、投融資部門から独立した総裁直属の機関であるということをご理解をいただけたと思います。投融資担当部門の定義ですが、これは、メコンウォッチ、F O E ジャパン等の方からご提言いただいたような審査部門からも独立しているということで、ここは考え方に相違はないと思われま。

役割のところは、細かい点もございしますが、主として、メコンウォッチ、F O E ジャパン等の方からいただきました、インスペクションパネルとオンブズパーソンについて分けるのかということをございました。目的のところ、遵守・不遵守プラス、問題解決に向けた対話の促進も加えるということをございますので、問題解決に向けた、ここで入れていただいている、オンブズパーソンの役割というもございしますが、さらにご提言いただいて踏み込んだ形の調停のファシリテーションは、J B I C のキャパシティの問題から難しい面が多々ある。ただ、ここは、プロジェクトの種類によっても、どういった対話の促進ができるのかというのは若干違うところもあると思います。そのところの議論が他のところでも随所に出てくるところもありますので、そこは少しケーススタディを試みながら整理をしたい。これはJ B I C にお願ひしたいと思ひます。そうはいつても、基本的には日本の政府金融機関としての限界はあるということ。そういうことであれば、むしろ対話の促進をどう手続きの中に入れ込んでいくかということで、そこでまた、メコンウォッチさんやF O E ジャパンの方からご意見を賜りたいと思っております。

権限のところにつきましては、もう少し具体的にどういうことができるのか、内容を、次のドラフトの段階でははっきり書いていただきたいと、J B I C の事務局にはお願ひしたいと思ひます。ただ、メコンウォッチ、F O E ジャパンの方々からの提言にあります文書へのアクセスとか、調査権とかは、先ほどのJ B I C からの説明である程度ご理解いただいていると思ひますので、そこも踏まえて権限として分かりやすく書き込んでいく。

もう一つのポイントの、融資の停止といったところの意見具申でございしますが、ここでの共通の理解として、あくまで融資の中止の最終判断は総裁にある。その融資の停止云々もローンアグリーメント上に盛られている条項に照らしながら判断せざるを得ないということもあ

ると思います。もともと環境担当審査役に要求されているのは、問題の解決に向けた対話の促進で、そもそも手続きの中で念頭にあるのは、コントロール、マネージャブルな問題が大前提にあります。非常に限界的な問題、非常に大きな問題が生じるという限界的な状況においては、融資の停止といった意見の具申はあり得るとというのが方向観だったのだらうと思います。ただ、あくまで総裁が判断をする。ただ、その場合に重要なのは、情報公開の点が議論でございます。そういう提言を盛り込む段階で情報公開になりますと、非常に当該国、プロジェクトに大きな影響を与えますので、そこは慎重な対応が必要になってくるということだったらうと思います。

要件のところは抽象度の高いところでございますが、基本的にはいちばん最後になります。どういった事務局を置くのかというのを含めた体制の話、それから、どういう方に審査役となっていたのかという適格性、それから、選考過程といった議論に最後になると思いますが、その場に譲ってまとめていきたいというのが方向性だったと思います。

ただ、業界団体の方からのお話では、特に国際金融等業務を念頭に置かれておりまして、業務に精通した人がぜひとも必要であるというご意見を賜ったということでありまして。

最後に、申立人の要件のところでございますが、実際にいろいろな意見を出していただくと、そうかけ離れているということではないのかも分からない。そういう意味では、書きぶりの問題が一つあるということです。「直接被害を受けた人」というところで、どういった形で「直接」という定義を設けていくのか、あるいは、「可能性の恐れがある」という書き方にした場合に、そこにどういった形で一定の縛りを設けるかといったところのワーディングの工夫は事務局にお願いしたいところと考えております。

あとは、代理人のところでございますが、ここは、代理人の適格性、どういった状況で代理人が必要であり、その場合の代理人の適格性はどのようなのだということが、皆さんの共通の理解としての濫用を防止するうえで非常に重要であるということでございます。その点についても少し詳しいワーディングを事務局にお願いしたいと思っております。

それから、全く別の観点であります。もともと申立人の要件は「人」でございましたが、環境全般ということで、これは主として環境影響評価が必ずしも適切でなかったというところに起因しているところもあるのかと思っておりますが、人には直接影響はないが環境破壊を引き起こすという案件が生じた場合に、異議申し立てをどう活かしていくのかということです。ここは初めて出てきた議論ということでもございますので、事務局に勉強していただきたいと思っております。

以上が、だいたいきょうの要約かと思っております。

それでは、次は、10月3日の木曜日の2時から4時までということでご連絡をさせていただいております。次回は、期間のところから話を進めていきたいと思っております。目途としては、次回である程度おさらいをしたうえで、セカンドドラフトに時間をいただいて、10月の後半、と思っておりますが、進捗如何ではさらに議論を重ねていただく必要が出てくるかも分かりません。これはプレノートでございまして、あり得るかも分かりません。

どうも長時間にわたりありがとうございました。

それから、毎回同じやり方ではございますが、議事録で名前をぜひ出していただきたいという方は、こちらまでいらしていただいております名前を言っていただきたいと思っております。

それから、前回、細かいのですが、傘をお忘れになった方がいらっしゃるので、お気づきの方がいらっしゃいましたら、いらしていただければと思っております。どうもありがとうございました。

以上